

○議事日程（令和4年9月15日第2日）

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 諸般の報告

日程第3 町政一般に関する質問

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

議長 大橋三男

○出席議員

1番	西脇康	2番	清水由美子
3番	小寺光信	4番	北倉義博
5番	岩永義仁	6番	長澤龍夫
7番	大橋三男	8番	吉田太郎
9番	早崎百合子	10番	野村永一
12番	松永民夫	13番	水谷久美子

○欠席議員

11番 田中敏弘

○地方自治法第121条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町長	大橋孝	副町長	川地憲元
教育長	森島恵照	総務部長	川口智也
特命事項推進監兼 総務部税務課長	藤田勝彦	総務部総務課長	近藤晴彦
総務部 企画財政課長	尾前真理	住民福祉部長	大倉修
住民福祉部 住民環境課長	小里克昌	住民福祉部 健康福祉課長	近藤真由美
住民福祉部 子ども課長	香川明美	産業建設部長	松岡弘泰
副特命事項推進監兼 産業建設部 建設課長	問山剛	産業建設部 産業観光課長	竹中修
産業建設部 水道課長	加納康宏	会計管理者	高橋正人
会計課長	若山実穂	教育委員会 事務局 会長	中島恵美
教育委員会 教育総務課長	大橋嘉代	教育委員会 生涯学習課長	西脇直樹

消 防 長 坂 口 貴 消 防 総 務 課 長 古 川 博 規

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長 中 島 和 哉 議 会 事 務 局 書 記 國 枝 利 法

(開議時間 午前9時30分)

○議長(大橋三男君) 皆さん、おはようございます。

令和4年第3回養老町議会定例会を再開するに当たり、議員並びに執行部各位には御多用のところ御出席を賜り、ありがとうございます。

開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。全員の御起立をお願いいたします。傍聴者の方もよろしくお祈いします。

私が前段を読み上げますので、後段の御唱和をよろしくお祈いをいたします。

—— 「町民憲章」朗唱 ——

○議長(大橋三男君) ありがとうございます。御着席ください。

本日の会議でございますが、11番 田中敏弘君より欠席の通告がございましたので、お知らせをいたします。

また、インターネット中継及び録画放送のため、議場内のビデオ撮影を行います。また、本定例会においては、上着の着用を自由としておりますので、暑い方については上着を脱いでいただいて結構です。

ただいまから令和4年第3回養老町議会定例会を再開し、本日の会議を開きます。

○議長(大橋三男君) それでは、日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第127条の規定によって、5番 岩永義仁君、6番 長澤龍夫君、以上を指名します。

○議長(大橋三男君) 次に、日程第2、諸般の報告を行います。

本日の日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

これで諸般の報告を終わります。

○議長(大橋三男君) 次に、日程第3、町政一般に関する質問を行います。

なお、一般質問は、養老町議会会議規則第56条第1項の規定に基づき、議員1人当たりの質問・答弁の時間を60分以内といたします。

それでは、7名の議員から質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

最初に、1番 西脇康君。

○1番(西脇 康君) 議長より発言の許可を得ましたので、通告に基づき質問いたします。

近年の気象状況は40度を超える酷暑日が各地で続き、連日のように線状降水帯が居座り、各地で大きな土砂崩れや洪水被害が連日のように報道され、全国各地で異常気象における被害が続出しています。

9月に入り、この地方も台風シーズン真ただ中の中、町内の農産物の被害や河川の

増水など水害の心配な季節になりましたが、町の基幹産業の農業の問題や今後について、5点お聞かせください。

1点目は、田畑の農地所有者の高齢化や後継者不足により、毎年増加傾向のある放棄地をどのように解消するのか、お聞かせください。

2点目は、各地域でゲリラ豪雨が増加する中、排水機の稼働回数も増え、伊勢湾台風後の圃場整備の老朽化が進み、道水路の浸食や崩壊のおそれのある箇所対策をどのようにお考えか、お聞かせください。

3点目は、ロシアによるウクライナ侵攻の影響で、肥料の原料の高騰などによる農業者の経営が厳しさを増している中、農業者の経費負担を減らすことのできる循環型農業の新たな試みや支援策があればお聞かせください。

4点目は、今年5月に明治用水頭首工で大規模な漏水が発生し、田植シーズンと重なり、ニュース等で問題となりました。本町の各河川からの取水・止水ゲート周辺の漏水の確認、管理方法等についてお聞かせください。

5点目は、町内で生産された農産物、加工品や特産物などを販売する場所が他市町に比べて少ないが、今後、本町の特産品や加工品、農産物を販売する施設など、観光も含めた整備構想についてお聞かせください。

○議長（大橋三男君） 竹中産業観光課長、自席で答弁。

○産業建設部産業観光課長（竹中 修君） ただいまの西協議員の御質問でございますが、実務的な内容となりますので、私のほうから御回答させていただきます。

まず1点目、田畑の耕作放棄地が多くなっているがという御質問でございますが、議員も御存じのとおり、耕作放棄地が増加している原因として、農業者の高齢化や後継者不足による農業人口の減少が上げられます。

本町におきましては、現状維持、もしくは増加傾向にあると認識しています。

耕作放棄地を発生させない、また減少させるには、人・農地プランに基づく担い手への農地集積・集約化の促進や新たな就農者を増やすことが必要であると考えております。当課題解決の一つには、農業委員などを中心に、地域で農地利用に係る徹底した話し合いを行い、多面的機能支払交付金の推進による地域での活動強化を図り、耕作放棄地の発生防止・解消に取り組む必要があると考えます。

これまで、当町の取組として、耕作放棄地の発生防止や解消に向け、農地バンクの活用について様々な場面で周知を行っているところです。また、就農者の増加を目的に、新たに農業を始める方が青年等就農計画を策定し、その計画に沿って農業を営む認定新規就農者に対して重点的に支援措置を講ずる認定新規就農者制度や、農作業の省力化・労力低減、農業技術の継承を行うためのスマート農業技術の導入支援なども行ってまいります。

続きまして、2点目のゲリラ豪雨、台風が増加する中の道水路の浸食、崩壊のおそれ

のある箇所対策という御質問でございますが、農業・農村は国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成などの多面的機能を有しており、その利益は広く町民の皆様が享受しています。しかしながら、近年の農村地域の過疎化、高齢化、混住化などの進行に伴う集落機能の低下により、地域の共同活動によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつあります。また、共同活動の困難化に伴い、農用地、水路、農道などの地域資源の保全管理に対する担い手農家の負担の増加も懸念されています。

このような状況を鑑み、多面的機能支払交付金により、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進されています。

当該交付金では、地域資源の質的向上を図る共同活動として、施設の補修や施設の長寿命化のための補修・更新などの活動に支援されますので、地域において事業計画を持って実施していただければと考えます。また、大規模な整備や改修につきましては、土地改良事業において計画的に取り組む必要があると存じますので、協議させていただければと考えます。

次に3点目、肥料の原料の高騰などによる農業者の負担を減らす循環型農業の取組という御質問でございますが、国は、肥料価格高騰への対策として、化学肥料使用量の2割低減に取り組む農家を対象に、肥料コスト上昇分の7割を補填することを検討しております。

また、農林水産省が推進するみどりの食料システム戦略では、2050年に化学肥料の使用量を30%低減するという目標を掲げ、具体的な取組として、堆肥・緑肥などの有機物の施用、土壌微生物の有効活用、スマート農業の推進などが上げられています。

これらの実用には、設備投資には莫大な費用がかかるものもあり、一朝一夕で行えるものではありません。しかしながら、土壌をサンプリングして成分の過不足を調べる土壌診断は過剰施肥を防ぎ、収量を安定させることができますし、ドローンを活用した肥料が不足している場所にだけピンポイントで散布するなど、施肥の使用量削減などは比較的導入しやすいものと考えます。これらの実施に当たり、種々の補助制度がございますので御活用いただければと考えます。

また、当町では農業再生協議会において、堆肥還元への取組として町内畜産農家と耕作農家が契約を結び、資源循環の取組を進めております。

次に4点目でございますが、河川からの取水・止水ゲートの管理などについてという御質問でございますが、施設の点検、管理などにつきましては、土地改良区により定期的に実施しております。今後につきましても、土地改良区と連携して点検などを行ってまいります。また、修繕などに関しましては、さきにお答えしました2点目と同様となります。

最後、5点目でございますが、農作物を販売する場所ということでございますが、地産地消や農業従事者の就業意欲向上、地域コミュニティの活発化などの観点においても、販売ルートの多角化は大変有意義であると考えます。今後、養老公園キャンプセンターへの販売やインターチェンジ周辺の大規模事業所での販売ができるよう協議してまいります。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（大橋三男君） 1番 西脇康君。

○1番（西脇 康君） 再質問させていただきます。

1点目、2点目に関連して質問させていただきます。

大巻地区基盤整備事業が始まりますが、今後、整備地区の畑からの田の地目変更ができ、担い手等に任せられるのか、お聞かせください。

○議長（大橋三男君） 竹中産業観光課長、自席答弁。

○産業建設部産業観光課長（竹中 修君） ただいまの再質問にお答えさせていただきます。

基盤整備事業実施箇所においては、事業完了後から8年以内の開田、または転用は特別徴収金を徴収することとされております。また、新規の開田については、米の需給調整上の問題や既存水利との調整、水資源の有効な開発利用並びに開田地区及びその周辺の農地などに対する保全などに関し、問題を生じている事例もあることから、新規開田の抑制を講ずることとされた通達が農林省農林事務次官より発出されていますので、現制度上では畑から田への開田は難しいものと考えます。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（大橋三男君） 1番 西脇康君。

○1番（西脇 康君） 本町の基盤整備事業が完了するまでには時間とお金と課題も多いですが、田畑の耕作放棄地をなくし、維持保全をすることが本町の防災力を上げる近道ですし、次の世代に残す本町の財産だと思いますので、担い手だけではなく、地域住民一体となった新たな取組や施策を期待して質問を終わります。

○議長（大橋三男君） 以上で、1番 西脇康君の一般質問を終わります。

それでは次に、2番 清水由美子君。

○2番（清水由美子君） 議長に発言の許可をいただきましたので、前回6月定例会一般質問に引き続き、当町が力を入れている関係人口に関わる質問を町民の方からいただいた声を基に質問させていただきます。

鹿児島県と岐阜県は、薩摩藩による木曾三川の宝暦治水工事以来、薩摩義士の偉業により、精神的つながりを絆として友好親善関係を深め、昭和46年7月27日に両県民の融和と繁栄を推進することを誓い、姉妹県として盟約を結びました。

今年4月24日には鹿児島・岐阜姉妹県盟約50周年記念式典と両知事懇談会が関ヶ原古

戦場記念館で開催されました。

こちらは岐阜県のホームページです。記念式典の様子がユーチューブにアップされています。

鹿児島県と岐阜県は県の交流のみならず、市町村単位でも進められています。

霧島市と海津市は、昭和45年に盟約締結され、姉妹都市となりました。鹿児島市と大垣市は、昭和63年にフレンドリーシティとなりました。日置市と大垣市も、平成20年からフレンドリー交流をスタートしました。日置市と関ヶ原町は、昭和38年に兄弟都市盟約を結びました。

現在、養老町は、姉妹都市盟約や友好都市盟約は鹿児島県のどの市町とも結んでいませんが、鹿児島市の教育委員会と当町の教育委員会を主体として交流しています。毎年5月25日の頌徳慰霊祭には、町長、議長、担当校長、中学生代表が参加し、生徒たちは鹿児島市甲東中学と生徒会交流もしているとお聞きしています。

盟約交流がある市町は、その内容を自治体のホームページに掲載しています。

こちらが大垣市のホームページです。

こちらが日置市のホームページです。ちょっと小さいですが、書かれています。

こちらが海津市のホームページです。活動内容や姉妹都市であることが載せられています。

県のホームページにも姉妹都市の内容が載せられています。こちらが県のホームページです。

養老町にとっても宝暦治水は大切な歴史文化資源です。町のサイト「タギゾウくん」にも詳しく説明され、長く交流しているにもかかわらず、県や町のホームページに示されておらず、とても寂しく感じました。

1つ目の質問として、養老町と鹿児島との教育委員会を通じての交流は平成4年から現在まで続いているようですが、交流している鹿児島県の市町村とフレンドリーシティなど、盟約は結んでいません。何か理由があつてのことでしょうか。そのような流れはなかったのでしょうか。

現在、ドイツのバッドゾーデンとは友好都市を結んでいます。コロナ前は毎年の交流がありました。私も2016年に公募で行かせていただきましたが、行くに当たり、ドイツの歴史、文化など様々調べるだけでも興味が深まり、心の距離が縮まります。また、友好都市というだけでも、とても近い国・地域と感じました。実際、行かせていただくと、前回、私の一般質問、関係人口に関する町長の答弁の言葉のように、もう一度訪れてみたいという、第二のふるさとのような地になります。

2つ目の質問として、養老町は国内では姉妹都市盟約を結んでいる市町はありません。バッドゾーデンと同様、鹿児島市との今の交流が今後も続いていくのであれば、もう一歩踏み込んだ形としたほうがよいように思いますが、町政ではどのようにお考えですか。

今後、現在交流している鹿児島県のいずれかの市町と盟約を結ぶお考えはありますか。

3つ目の質問として、ただ、姉妹都市や友好都市の締結は鹿児島以外の全国においても可能です。もし、そのような方向で前向きに検討していただく場合、姉妹都市や友好都市はどのような市町村との締結が考えられるのか、お伺いいたします。

4つ目の質問として、また今回の質問の趣旨としては姉妹都市や友好都市の締結そのものが目的ではなく、当然のことながら養老町の活性化、発展を目指してのことです。このような施策は関係人口を増加させるという町の目標、地域間交流、文化活動にも合致するものと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（大橋三男君） 尾前企画財政課長、自席答弁。

○総務部企画財政課長（尾前眞理君） 清水議員の御質問に私のほうからお答えをさせていただきます。

これまでの鹿児島市と養老町の交流は、両教育委員会の間で、毎年5月25日に行われる鹿児島県薩摩義士頌徳慰霊祭に併せて町内両中学校が鹿児島市内の中学校へ訪問する交流を行ってまいりました。平成15年度までは鹿児島市の中学校を毎年輪番で交流していましたが、平成16年度からは鹿児島市立甲東中学校に固定して交流をしております。毎年互いの中学校の紹介や生徒会活動などを話題にして交流しており、自校に戻って交流会の報告をするなど、互いの学校について理解するよい機会となっております。

この交流事業は例年薩摩義士頌徳慰霊祭時の交流に限られていること、中学校同士の限定した交流であること、互いの教育委員会間で教育活動の範囲で行われてきたものです。市町間での姉妹都市の盟約などについては、教育分野にとどまらず広い視野で検討されるもので、これまで盟約締結に至ることはございませんでした。

2点目の鹿児島県内の他市町村との盟約締結についてでございます。

令和元年5月には頌徳慰霊祭に併せまして、旧薩摩藩島津家家老の故平田靱負氏の墓前に参拝するため、町長が鹿児島県肝属郡肝付町を訪問いたしました。その際、肝付町長は不在でしたので、副町長や教育長と意見交換を行いました。しかしながら、令和2年以降、新型コロナウイルス感染症の拡大により具体的な進展はないのが現状であり、盟約についての検討もございません。

3点目の締結が可能な市町村でございますが、一般的には自然環境や産業、歴史などに共通する事項がある市町村であって、各種交流を通じて町民の皆さんにとって貴重な経験・体験となり、地域振興につながるが見込める必要があると考えます。

最後に4点目、関係人口の増加につながるのではないかと御質問でございますが、姉妹都市盟約による幅広い交流を重ねることで、相手方の住民の興味、関心が高まり、結果として関係人口の創出につながるきっかけとなり得るものと存じます。以上でございます。

[2番議員挙手]

○議長（大橋三男君） 2番 清水由美子君。

○2番（清水由美子君） 前回6月の私の一般質問で、今年度の町の関係人口増に向けたYORO SUPPORTER WORLD事業の施策内容、目標、増えた場合のイメージについて町長よりお答えいただきました。関係人口が増えた場合のイメージについて、町長は、関係人口は増やすこと以上に本町との関係性の深さや強さが重要である。時間をかけて関係性を深めることで、課題解決へつなげていきたいと答弁いただいております。

現在の鹿児島との交流で、既にきっかけ、つながりはできていると思います。それをもう少し進めることができれば、深さや強さにつながるのではないのでしょうか。

また、先ほど提示しましたそれぞれの自治体のホームページの交流の内容は、期間を区切らず常時お互いの市町を互いにPRし合えるよい場であると思います。海津市と霧島市では、50年という長い交流の記念として、盟約の記念酒まで生まれました。お酒を通じて両方の市に関心を持つ関係人口も増えたかもしれません。

先月8月4日、鹿児島から関ヶ原合戦の歴史を学び、島津勢の退陣退路の70キロを2日間で踏破する関ヶ原戦跡踏破隊の子供たちが養老の滝に立ち寄りされました。当町ではライオンズクラブの方がお世話されているようです。岐阜県内では、関ヶ原、養老の滝、大巻薩摩工事役館跡、治水神社と巡られるとお聞きしました。地域の方の触れ合いもあり、子供たちにとってすばらしい経験になると感じました。

10月には大橋町長が退陣され、首長も替わられることになりまし、盟約を結ぶには新しいつながりや予算等も関わってきますので、簡単ではないと思いますが、地域間交流はまちづくりビジョンにも掲げている施策です。今後も鹿児島との交流がさらに深まり、関係人口増につながっていくことを希望したいと思います。

最後に、もう一点。

先ほど姉妹都市締結が可能な市町村として、自然環境、歴史に共通する事項があり、各種交流を通じ、地域振興につながるが見込めることと答弁いただきましたので、養老町の関係人口の増加、観光においてもより一層の活性化、経済の活性化に向け、提案させていただきたいと思います。

平成8年から4回、北海道白老町と小学生の交流がありました。滝つながりであり、養老の「老いる」という文字のつながりであったとお聞きしています。滝という共通点を持つ地域、市町村との交流はどうでしょうか。

養老町のシンボル、養老の滝。この養老の滝を江戸時代後期の化政文化を代表する天才浮世絵師葛飾北斎が描いております。諸国滝廻り浮世絵として8つの滝の中の一作品です。町職員、議員などの名刺の一絵柄として、また各種パンフレットにも使用されていますので、この議場におられる皆様も御存じだと思います。

そして、この8つの滝の中には郡上市の阿弥陀ヶ滝もあります。同じ県内で、しかも滝つながり、葛飾北斎つながり、とても御縁を感じます。両滝とも、日本の滝100選に

選ばれる名滝です。阿弥陀ヶ滝も観光客でにぎわう滝とお聞きしましたし、郡上という言葉は夏の盆踊りには必ず聞く言葉で、養老町にもなじみのある地域でもあると感じます。遠くない地域でもあり、地域振興につながるが見込めるのではないのでしょうか。

近年、葛飾北斎は大変注目されており、2020年度版のパスポートの中の査証ページに作品が採用されました。2021年にはその生涯が映画化もされ、2024年度から使用される新紙幣、千円札の裏の図柄として富嶽三十六景・神奈川冲浪裏が決定されております。アメリカの雑誌「Life」の調査でも、この1,000年で偉大な業績を残した100人において日本人で唯一選出されるなど、海外でも圧倒的な人気を誇る浮世絵師です。葛飾北斎の作品を通じた関係人口も、国内外を問わず見込めるかもしれません。

コロナ禍でもあり、すぐ交流できるわけではありませんが、関係人口、観光人口増につながるものになるのではないかと考えます。姉妹都市などの締結を進めるかどうかにかかわらず、今後このような市町との交流は両市町にとってプラスに働くと考えます。町としてはどのようにお考えになりますか。

○議長（大橋三男君） 町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま清水議員のほうから葛飾北斎での滝つながりという大変素晴らしい御提案をいただきました。

確かに葛飾北斎は浮世絵師として世界的に有名な絵師でもございますので、絵師というか版画師でございますので、ぜひともそういった関わりを持って一度考えていきたいというふうに思います。これは、私もあと3か月でございますので、申し送っていききたいというふうに思っております。

現在本町では、国外ではドイツ・パッドゾーデン市、国内では鹿児島県鹿児島市との交流を定期的に行っております。今ある関わりも大切に育てまいりたいと考えております。また、西美濃広域連携推進協議会や西美濃・北伊勢観光サミットなども近隣市町で構成しており、広域で連携した取組も実施しているところでございます。今後もお互いに高め合える、メリットを共有できる機会には、他の市町との交流・連携へと発展させてまいりたいと思っておりますので、よろしく御理解いただきたいと思います。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（大橋三男君） 2番 清水由美子君。

○2番（清水由美子君） 先日、商工会企画のセミナーがあり、企業における効果的なネット活用による情報発信について学ぶことができました。講師のお話の中に、今後自治体が生き残りをかけ、関係人口増は必須であるとの言葉をいただきました。

養老町には観光という大きな強みもあります。関係人口増に向け、情報発信、交流・連携を多方面からの視点で取り組めるよう、共に知恵を絞ってまいりましょう。以上で質問を終わります。

○議長（大橋三男君） 以上で、2番 清水由美子君の一般質問を終わります。

次に、9番 早崎百合子君。

○9番（早崎百合子君） 議長に発言のお許しを得ましたので、通告に従い、養老町における空き家対策について質問させていただきます。

近年、人口減少や生活スタイルの変化から、町内でも空き家が目につくようになってきました。周辺住民にとっては、防災、衛生、景観上の問題が生じ、生活安全や犯罪発生など気がかりな事案であると思います。もちろん、このことは当町だけの問題ではなく、全国的にも解決すべき喫緊の課題となっております。2030年代には2万件を超えるとの予測もされております。

これに対応すべく、空家等対策特別措置法が平成27年2月26日から施行されました。同法は、空き家が地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすおそれがあるため、地域住民の生命・身体または財産を保護するとともに、その生活環境の安全を図り、併せて空き家などの活用を促進することとしています。簡単にいえば、管理されていない空き家が増えて周辺住民にも深刻な問題が生ずる事態になったから、空き家の解消とその活用を図ることにより、空き家の数もトラブルも増えないようにしようとするものです。

当町においても無関心では済まされない状況であることは、皆さんが日々目にしておられることと思います。

ただし、本来は所有者自身が解決すべき問題であることを指摘したいと思います。所有者の住所移転、相続により管理困難な事例が多発している現状は憂慮すべきものであります。所有者はその社会的責任を自覚し、自らの責任と負担において適正に維持管理していかなければなりません。無責任な対応は許されません。

一方、行政側として本来業務として、住民の安全・安心の確保について責務を担っており、適切な対応が求められております。同法においては、市町村が管理不全な状態と認められる空き家の所有者等に対する調査、助言・指導措置を行うこととされています。言い換えれば、同法は所有者にも市町村にもそれぞれの責務を明確化し、空き家対策の実効性を確保しようとしているのだと私自身は受け止めています。私有財産は尊重すべきものであるとともに、社会にとって有益な存在として適切に管理されなければなりません。両者の合理的な対応が望まれます。

そこで次の事項について、町長及び執行部側に4点について質問させていただきます。

1点目、空き家の状況把握はどのような方法で実施されてこられたのか、把握された町内データについて示してください。

2点目、町内の空き家の現状について、どのように感じ、どのように対処されておられるのか。

3点目、過去において解決事例があれば明らかにしてください。どのような事例でどう解決したのかを具体的に。

4点目、空家等対策特別措置法は、市町村にいろいろな権限を与えて、実効性のある施策を実施するようにしているが、町として今後の施策実行の方向性について明確な意思表示を、また、町として罰則を伴う条例の制定について、どう考えておられるのか。

以上4点について、明確な御答弁をお願いいたします。

○議長（大橋三男君） 問山建設課長、自席答弁。

○副特命事項推進監兼産業建設部建設課長（問山 剛君） 早崎議員の御質問につきましては実務的な内容が含まれますので、私から御回答をさせていただきます。

1点目の空き家の状況把握、町内データについての御質問ですが、平成27年12月から地域の区長会の御協力を得て実態調査をし、令和3年に改めて全戸を確認した結果、除却などにより324戸を空き家と認定しております。現在、地図情報によりデータベース化して、把握管理を行っております。

2点目の空き家などの現状に対する考え、その対応に関する御質問ですが、空き家、また空き地の問題は少子高齢化、核家族化による時代背景があると考えております。

町として、令和2年度からは所有する空き家、その敷地への対応を促すことを目的として、固定資産税の納税通知書に適正管理に関するチラシを同封して勧奨しております。

また、空き家の管理に対する御相談につきましては、地域に居住する方、所有者などから毎年20件前後ありますが、職員による現地調査、所有者に対する適正管理の依頼通知とともに空き家の利活用促進・除却などのための補助金などを紹介するリーフレットも送付しております。

連絡のあった所有者に対しましても、相談、助言をするとともに、不適正な空き家につきましては地域の皆様、警察とも連携し、巡視などの管理に努めております。

3点目の過去の解決事例に関する御質問ですが、昨年度末に所有者から空き家管理の御相談があり、養老町老朽危険空家除却事業補助金を活用し、除却した事例がございます。

この所有者は、地域から家屋の屋根材の崩落を受け、緊急的な簡易補強を講じましたが、通行人等への危険性などを考慮し、本除却事業補助金を活用した事例でございます。

町は空き家削減対策といたしまして、平成31年に、空き家リフォームを行う方への養老町空き家利活用促進事業補助金、令和2年に、老朽化等による倒壊などの危険な空き家に対する除却のための養老町老朽危険空家除却事業補助金を設置し、課題の解決に努めておるところでございます。

4点目の町の今後の対応についての御質問ですが、空き家などの問題の根幹は核家族化の進行による都市部への転出者への増加とともに、相続移転未登記などから生じる所有者不明の空き家などの増加にあると考えております。

今後、不動産の相続登記申請の義務化や所有者不明土地の発生予防を目的として、国の民事基本法制の見直しが来年度から順次施行されます。

議員の言われる実効性のある条例の制定につきましては、空き家など所有者に対する不適正管理への対処のための自覚、責任を持ってもらうことは必要不可欠であると考えております。まずは、リフォームや除却などの補助金制度も設置しておりますので、その中で対応していきたいと考えております。

空き家は個人の資産であり、本来、所有者自らの責任において適切に維持管理することが原則であり、町としても、助言または現地調査を積極的に実施しながら、今後の国・県の施策を注視、勘案しながら取り組んでいきたいと考えております。以上でございます。

[9 番議員挙手]

○議長（大橋三男君） 9 番 早崎百合子君。

○9 番（早崎百合子君） 4 点について詳細に御答弁をいただきましたが、1 点、再質問させていただきます。

条例制定への課題は何であるとお考えですか。空き家など、改めて町の見解をお聞かせください。

○議長（大橋三男君） 町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 再質にお答えをさせていただきたいと思っております。

条例整備における課題の御質問でございますが、空き家などの適正管理に関する条例制定の中で、主に空き家倒壊の危険を回避するため最低限の措置として、緊急安全代行の措置、対象者の公表などの罰則を盛り込むことなどが必要不可欠になるものと考えます。そのためには、まず違反措置対象とする空き家の特定、緊急安全代行措置のための財源、措置に対する所有者からの費用回収方法などの課題もございます。

まずは、今後の国・県の施策も注視しながら、養老町空き家対策協議会や町関係所管との調整を併せ、先例市町村の取組などを調査・研究しながら取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。以上でございます。

[9 番議員挙手]

○議長（大橋三男君） 9 番 早崎百合子君。

○9 番（早崎百合子君） 最後になりますが、空き家などは所有者が適正に管理しないことで老朽化による崩落、倒壊の危険、衛生状況や治安の悪化などの問題により、景観は損なわれ、町そのものの価値の低下につながりかねません。今後も、少子高齢化や都市部への移住により地方の人口は減少し、空き家や空き地も増加することが見込まれています。しかしながら、テレワークなど情報技術の発達や働き方改革などにより、どこでも仕事ができる環境が整ってきたことから、自然で自由な働き方、生活を求めて都市部から移住を検討している人が増えているのも事実であります。

空き家などを有効活用すること、移住者が住みやすい生活環境を提供すること、移住された方々との交流などから町の活性化に寄与している事例も存在し、これらのことは

SDGsの掲げる持続可能なまちづくりや資源の有効活用にもつながっているものと考えています。

今後、町には空き家への有用対策とともに、移住・定住の促進策など養老町独自の条例制定の施策を早急に検討していただくことを強く要望して、私の質問を終わります。

○議長（大橋三男君） 以上で、9番 早崎百合子君の一般質問を終わります。

次に、3番 小寺光信君。

○3番（小寺光信君） それでは、議長より発言の許可をいただきましたので、通告書に従って質問させていただきます。

2019年度から始まったコロナ禍ですが、いまだ終息の兆しが見えておりませんが、新規感染者の減少傾向が少し見られることから経済活動への行動に明るさがやや見られる昨今だと思っておりますが、いずれにしてもコロナ禍が早く終息することを願ってやみません。

その中ですが、今回の一般質問は教育についてと官製談合についてとしました。

まず、1つ目の教育についてであります。

地域の学校を卒業して3年後には18歳となり、選挙権が与えられます。中学校の生活はその人の人生の中で非常に大切な時期に相当します。

今から3年前に岐阜市の中学校でいじめによる悲惨な自死事故が発生して、自死に伴ういじめ重大事態調査報告書が報告されております。もう記憶には薄れているかもしれませんが、養老町では決して起きてはならない事故だと感じておりますので、いじめについて伺います。

養老町には2つの中学校がありますが、いじめは存在していませんか。

令和4年度の「養老町の教育」の中に、高田中学校では、令和4年度取組の重点の①の人権教育の授業の中でいじめ撲滅が掲げられております。

また、東部中学校では主として道徳教育の場で、いじめ根絶・いじめ撲滅を学校全体で目指すとあります。こうして、目標に近い内容で掲げられていることはいじめ問題が存在しているということですが、中学校のいじめ問題を理解するために1項目め、いじめについて御質問いたします。

1点目、いじめの実態把握、問題の早期発見・早期解決のためにどのように取り組んでいますか。

2点目、いじめの未然防止のためにどのような取組をしておりますか。

以上、2点について御質問いたします。

○議長（大橋三男君） 森島教育長、自席答弁。

○教育長（森島恵照君） 小寺議員の御質問にお答えさせていただきます。

町内の小・中学校では、平成25年9月28日に施行されたいじめ防止対策推進法を踏まえて、各校においていじめ防止基本方針を定め、未然防止に取り組んでおります。

いじめの早期発見・早期対応についての具体的な取組として、定期的に生活アンケートを実施しています。朝の会でアンケートを行い、まず管理職が目を通し、午前中には記載のあった児童・生徒への聞き取りや対応の方針を立てます。児童・生徒が帰るまでには解決に向けた手だてや相談を行い、翌日は安心して学校に来られるよう取組をしております。

悩みを抱える児童・生徒には、スクールカウンセラーや、ほほえみ相談員による教育相談を実施し、問題が深刻化する前の手だてを講じています。そのほか子ども相談センター等関係機関とも連携し、組織的ないじめの早期発見・早期対応に取り組んでおります。

困ったときに声を発することができるように、小学校5年生は町保健センター、中学校はスクールカウンセラーによるSOSの出し方教育も実施しています。

また、教職員はいじめ防止チェックシート等の各種啓発資料を活用し、いじめの認知に関する意識や事案への対応力を高める研修を行っております。

2点目の未然防止のための取組について、お答えさせていただきます。

いじめの未然防止のための取組は、特に児童・生徒の自己有用感を高めることを目指して取り組んでいます。いじめは人間として絶対許されないという基本認識の下、望ましい人間関係づくりを進めています。そのため、「よさ見つけ」に町内全ての学校で取り組み、仲間、相手のよさを認めることや、自分は仲間から認められていることを実感できるようにしています。また、教育活動全体を通して命や人権を大切にする指導を進めるとともに、道徳教育の充実を図り、思いやりや判断力を育てています。

近年、増加傾向にあるインターネットを通じて行われるいじめに対する対策としては、養老町情報モラルスマイル宣言による啓発と身近な事例を取り上げた話合いを実施し、ネットいじめの未然防止に取り組んでいます。アンケートから児童・生徒のスマートフォンや通信型ゲーム機等の使用状況を把握し、トラブルはないかなど実態把握を行っております。各学年の発達段階に合わせた情報モラル教育を継続し、インターネット等においてもいじめが未然防止できるよう取り組んでおります。以上です。

〔3番議員挙手〕

○議長（大橋三男君） 3番 小寺光信君。

○3番（小寺光信君） ありがとうございます。今、いじめの問題について御質問したところ、いろいろと丁寧に回答していただいております。

まず、いじめが朝の段階でそういう調査をされて、その日のうちには解決するという姿勢が見られます。こういうことは非常に大切なことで、先生方、忙しい中でそういう事態を行うということは非常に大切な解決策だと思っております。こういう問題を常に積み重ねていただいて、いじめ問題は発生しないという前提で進めていただければありがたいと思います。

○議長（大橋三男君） 1問目は終わりましたか。

○3番（小寺光信君） はい。

○議長（大橋三男君） それでは、小寺光信君の一般質問の途中でございますが、ここで休憩を挟みたいと思います。

再開は10時45分といたします。よろしく願いをいたします。

小寺君につきましては、2番目の質問からよろしくお願いします。

（午前10時28分 休憩）

（午前10時45分 再開）

○議長（大橋三男君） それでは休憩を解き、再開をいたします。

小寺光信君の1番目の質問は終わっておりますので、2番目の質問事項から始めます。

3番 小寺光信君。

○3番（小寺光信君） それでは、2問目の質問に入らせていただきます。

建設業界は、現在では非常に厳しい環境になっております。2022年6月8日の東京商工リサーチの発表では、負債1,000万未満の倒産が3か月連続で増加傾向、44件で、建設業が2.5倍に急増しております。2022年5月の負債1,000万未満の倒産企業は44件、前年比15.7%増で、3か月連続で前年同月を上回ったとし、また新型コロナ関連倒産は17件、前年同月10件だったとしています。負債1,000万未満の倒産に占める構成比率は29.5%、同年26.3%で、2022年4月33.3%、2021年4月・7月では29.7%に次ぎ、4番目の高水準であったと発表しております。

この数字を見ていますと、建設業界の厳しい実態がよく分かります。そのような厳しい状況の中で官製談合は発生しています。事件が発覚後は、官製談合に関する内容について、養老町のホームページには次のような掲載がされております。

5月11日付、官製談合防止違反についての疑いのある元職員の逮捕について。6月1日付、元職員の起訴について。8月4日付、元職員の有罪判決について。このほかに、養老町職員の不祥事に係る第三者委員会の設置、さらに8月9日に、第1回養老町職員の不祥事に係る第三者委員会を開催したこと等が掲載されております。養老町のホームページから官製談合防止違反事件について検索しますと、「官製談合防止法違反事件について－養老町」がすぐにでも検索できます。

また、養老町議会への報告として、令和4年第1回養老町議会臨時会5月16日開催の冒頭に、元職員の逮捕を受けて謝罪する町長と幹部職員の姿がありました。

この町長と幹部職員らの議会への謝罪の日から、その後に岐阜地方裁判所で官製談合として裁判が始まり、80日後の8月4日に、官製談合養老町幹部職員による有罪判決として結審しました。

その内容として、8月4日の判決当日では、笹邊綾子裁判官は判決の理由として、2017年から同様の行為の繰り返し、常習的犯行の一環と指摘しております。また、業者

間の談合に相まって、町に相当の損害が生じたと述べております。また元職員については、重大性を認識せず安易に犯行に及んだというほかはないとして、判決理由を述べております。

官製談合防止違反、公契約関係競売入札妨害、このようなことは決してあってはならないことだと十分に理解していますが、裁判も8月4日をもって結審していることから、今回の官製談合について御質問するものです。

それで、1つですが、行政の説明責任についてであります。官製談合、公契約関係競売入札妨害事件に関する行政としての説明責任をどのように行うのか、御質問いたします。

○議長（大橋三男君） 近藤総務課長。

○総務部総務課長（近藤晴彦君） ただいまの小寺議員の御質問ですが、実務的な内容が含まれますので、私のほうから回答させていただきます。

元職員の罪状につきましては、官製談合防止法違反及び公契約関係競売入札妨害罪となります。行政側の職員と業者側との癒着によるものでございました。

現時点におきまして、行政と業者との癒着を防止する対策として、5,000万円未満の工事の入札につきましては予定価格を事前公表とする措置を講じているところです。

行政の責任として、入札に関わる業務について、二度とこのような事態が起きないように再発防止策を徹底していく考えでございます。

今後、第三者委員会において事件の原因究明と再発防止についての協議を行っておりますので、協議の状況など、その都度情報を発信し、説明責任が果たせるよう努めてまいりたいと考えております。以上です。

〔3番議員挙手〕

○議長（大橋三男君） 3番 小寺光信君。

○3番（小寺光信君） この質問は、行政とのルールの中で、9月1日の段階で質問の通告がしてあります。その打合せの中で何度も何度も、本当に何度も、行政としての説明責任をどのように行うのかを再三にわたって問うてきました。行政の説明責任は行政の命綱につながるもので、非常に大切なものです。残念ですが、この結果がこの回答でした。

今まで養老町の、特に8月4日のホームページの方針として発表していることと何ら変わることがありませんが、あるとすれば、8月4日のホームページでは事件の原因を分析し、再発防止の検討に対して、今回の回答では事件の原因究明と再発防止についての協議を行うというものです。その方法として第三者委員会を設置するということです。さらに、対策として5,000万円未満の工事については予定価格を事前公表として、癒着を防止するということです。

前者については事件の原因を分析するのに対して、後者の回答は事件の原因究明とあ

り、微妙に違いがあります。事件を解決していく姿勢として、第三者委員会を設置することは大変結構なことと受け入れたいと思います。

が、しかし養老町の官製談合事件に対しての基本姿勢は、ホームページで発表されている元職員の起訴について、元職員の有罪判決について、養老町職員の不祥事に係るといった元職員の行動がキーワードになっている点です。これを裏づけるものが今回の回答の冒頭の2行に当たる部分で、関係のところをいま一度説明しますと、元職員の罪状につきましても、官製談合防止法違反及び公契約関係競売入札妨害罪となります。行政側の職員と業者との癒着によるもの、この部分です。前段は法令違反のことを言っていますが、後段は職員と業者との癒着と断言しております。

行政の責任とはと問うているのに、町民目線からの官製談合全体に対しての疑問に対してであり、これに対して職員と業者との癒着ではなかなか議論が深まりません。

元職員の行動がキーワードでの視点と、官製談合全体のキーワードでは全体的に大きな方向性の違いが生じます。養老町のさきの回答を模範的な回答で、まさにそのとおりと認めないわけではないのですが、それでは次の質問ができません。

それで、8月4日に行われた裁判結果により明らかになった内容を見てみますと、次のとおりです。

1. 8月4日の判決理由。2017年から同様の行為の繰り返し、常習的犯行の一環と指摘としてあること。

2. 同じく判決理由で、業者間の談合も相まって町に相当の損害が生じたとあります。これは中日新聞8月5日、官製談合全般についての確信的な指摘です。

3番目に、7月13日初公判検察の証拠調べで、どの業者もやりたがらない工事を請けていたとあります。これはNHKのニュースWEB、岐阜ニュース7月13日17時53分発信のものであります。官製談合の副次的な効果についての内容となっております。

4番目として、同じく初公判被告人尋問で、年4回から5回くらい聞いていた。これは中日新聞7月14日のものがございます。

それから5番目として、同じく初公判被告人質問で、高木被告から聞いた設計金額の97%から98%で落札し、利益率を高めていた。認めたということで、これは岐阜新聞7月14日岐阜県版でございます。

それから6番目として、同じく初公判被告人質問で談合の取りまとめと設計金額を聞くことが主な仕事と認めた。これは岐阜新聞7月14日の岐阜県版です。

今申しました4番目、5番目、6番目はこの裁判の原因となる重要な複合的に重なる出来事の裏づけに当たる部分です。

これらのことが報道等によって明らかになっております。それで養老町の行政資料により、500万円以上で2017年から2021年までの5年間について、入札状況について客観的に調査してみました。

分かったことは大きくて3つの点です。

落札率の算出を行い、落札率が99%以上、同じく98%以上、同じく97%以上の案件を抽出しました。その結果、97%以上落札者は、5年間で59社が見られました。

2つとして、株式会社S社の落札した落札率99%以上、同じく98%以上、同じく97%以上の案件を抽出しました。その結果、株式会社S社落札回数は、5年間で13回でありました。

3番目、株式会社S社が落札に対して、98%から97%で落札したことによる1%から2%の予想調整額は落札結果から見ますと、631万1,016円から919万5,635円であります。そこで質問します。

1点目、97%以上落札者は、5年間で59社が見られました。この高い数字については、行政としてどのように説明されますか、御質問します。

2点目、13回の中心に当たる2020年の落札率99%以上の1物件が今回の事件の対象案件であります。8月4日の岐阜地方裁判所の判決理由で常習的犯行の一環として指摘されております。

岐阜地方裁判所の初公判被告人質問で、年4回から5回聞いていたことが明らかにされております。この裁判で明らかとなった2つの事柄を前提として、養老町としては今回の13回の落札は情報の漏れた結果として理解していますか、御質問します。

3点目として、裁判で明らかになった初公判被告人質問で、高木被告から聞いた設計金額の97から98%で落札し、利益率を高めていたと認めております。このことから、株式会社S社の落札回数は5年間で13回ありますが、その落札率を調整したことから、調整率を1%調整した場合は631万1,016円、2%調整した場合は919万5,635円となりますが、今回の官製談合事件において養老町が被害を被った損失予想額につながる金額として理解していますか、御質問します。

以上、3点御質問いたします。

○議長（大橋三男君） 近藤総務課長、自席答弁。

○総務部総務課長（近藤晴彦君） ただいまの小寺議員の再質問につきましては、実務的な内容が含まれますので、私のほうから回答させていただきます。

3点御質問がございましたが、1点目の高い落札率について行政としてどのように説明するのかという御質問でございますが、町としましては、工事の入札に関し、設計金額を算出した根拠がございますので、その金額以下であれば事業は行いたいという考えで入札を執行しております。官製談合等がない、競争原理が働いているという前提の通常の入札に関して予定価格を下回る落札であれば、予定価格に近い金額であっても入札について特に問題はないと考えられます。高い落札率が即問題があるという認識ではございません。

次に、2点目の事件に関与した当該業者が落札した13件について情報が漏れたのかと

いう御質問でございますが、裁判の中で、元職員は2017年頃から機密情報となる設計価格などを漏えいしていたという供述を行っておりますが、事件により判決の下された以外のほかの事案について、町が談合の把握や関与の事実認定を行うことは困難であると考えております。

続きまして、3点目の議員が予想された損失予想額が養老町が被害を被った損失予想額につながると理解しているかという御質問でございますが、議員の想定される損失額はあくまで予測でございます。町としましては、予測に基づいた被害額とされる金額について認定することはできかねます。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（大橋三男君） 3番 小寺光信君。

○3番（小寺光信君） ただいまは3点について御回答いただきました。

確かに、今お話ししたことにつきましては裁判の結果とその内容について、基づいた質問であります。しかし、今回裁判で認定されているのは確かに1件だけについてであります。それのおそれにあることは裁判の判決理由の中でも大きく報道されております。そうすると、それに関するものは今後、町として認定することができないにしても第三者委員会とか、それに関連する、付随する案件としてこれから当然解明すべきことではないかと理解しております。そういう意味では、今後第三者委員会にどのような方向で解決するか。当初の答えにていただいております、二度と再発が繋がらないことに、万全な防止をつなげるということ強く望みます。

それで次の質問ですけれども、起きてはならない官製談合が起きてしまったことについては、今後どのように考えているかについて質問します。

よりよいもの、より安いものを考えたときにあるのが、一般競争入札と指名競争入札のメリット、デメリットであります。

指名入札のメリットが今回まともに該当します。指名行為を通じての競争性の低下と談合誘発の可能性です。

一般競争入札のメリットでは、広範な参加機会の確保、業者選定過程の透明化・公平性、競争性・経済性の高まり、発注者の恣意性の排除、入札の談合の防止です。

今まで一般競争入札は非常にごく少数でしたが、入札談合の防止の点では一番に効果が上げられています。今後の官製談合防止の点から、今後の方策について御質問します。

○議長（大橋三男君） 近藤総務課長、自席で答弁。

○総務部総務課長（近藤晴彦君） ただいまの小寺議員の再々質問に回答させていただきます。

入札の方式によって、メリットやデメリットがございますが、指名競争入札を実施している一番の目的は、町内業者育成でございます。現在実施している指名競争入札を全て一般競争入札に、導入していくということにつきましては、入札の期間の長期化や事

務手続の煩雑化により、通常の業務を行う上では非常に難しいと考えております。

今後、官製談合防止の観点を用いた指名競争入札や一般競争入札などの制度の改善について、第三者委員会で協議を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

[3番議員挙手]

○議長（大橋三男君） 3番 小寺光信君。

○3番（小寺光信君） 以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（大橋三男君） 以上で、3番 小寺光信君の一般質問を終わります。

次に、13番 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） それでは、発言の許可を得ましたので、通告に基づき3件で質問をいたします。

1件目は、旧統一教会について伺います。

安倍元首相の襲撃事件を発端に、旧統一教会の実態が再度社会を揺るがす大きな社会問題となっています。同教会と政治の癒着、同教会のイベントに対する地方自治体の後援、悪質な靈感商法による被害実態など、連日の報道に養老町としても正すべきところは正し、対策を講ずるべきところは講じなければなりません。

そこで、5点について伺います。

1点目は、本年7月31日日曜日に、同教会主催のピースロード2022イン岐阜へ養老町が後援していることです。会場を養老町役場の玄関前として、ピースロード自転車走行参加者に養老町として激励をしてほしい旨の内容です。案内書のチラシには、2022年6月吉日となっています。

このイベントに当たり、同教会が養老町に持参した資料やチラシはどのような内容で、正・副町長、教育長、担当部署での内容の熟議は行われたのでしょうか。

2点目は、養老町として後援すると判断した経過と根拠について伺います。

3点目は、同教会と政治家の癒着が連日報道されています。県内においても国会議員、知事、県議、市町村長、市議、町議と何らかの形で関与していた事実が、報道を通し浮き彫りになっています。

そこで伺います。大橋町長は旧統一教会と3期12年、一切の関係もありませんか。

4点目は、全国靈感商法対策弁護士会による1987年から2021年までの靈感商法被害額は約1,237億円に上り、3万5,000人が被害に苦しんでいることです。最近では信者2世の被害実態も大きな問題になっています。

国は、靈感商法の被害対応を検証する消費者庁の検討会を立ち上げ、被害の未然防止や救済を積極的に議論するとしましたが、町独自の把握や被害者救済への町の窓口設置、関係機関との連携を伺います。

5点目は、近隣市でも旧統一教会から社会福祉協議会への寄附金が寄せられているとのことですが、当町の社会福祉協議会への寄附金はあるのでしょうか。

○議長（大橋三男君） 町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 私のほうからは3点目の私との旧統一教会との関係でございますが、一切持っておりません。以上です。

○議長（大橋三男君） 尾前企画財政課長、自席答弁。

○総務部企画財政課長（尾前眞理君） 私のほうからは実務的な内容となりますので、1点目と2点目についてお答えをさせていただきます。

まず、1点目の持参された資料についてでございます。

ピースロード2022イン岐阜につきましても、実行委員会を組織し、事業を計画されておりますので、ピースロード2022イン岐阜実行委員会より資料が提出されております。提出されました資料といたしましては、事業計画書、昨年開催時の様子が分かる写真、実行委員会運営規約、実行委員会の委員名簿、収支予算書及び本年開催に係るチラシでございます。内容といたしましては、開催日時、事業の目的、西濃エリアの各コースについても記載がございます。

後援の可否に当たっては、担当課である企画財政課内で検討いたしましたが、旧統一教会の関連団体に関わる認識不足があったと深く反省をしているところでございます。

2点目の後援の判断につきましては、養老町後援等名義使用承認取扱要綱に基づき行っており、事業を主催するピースロード2022イン岐阜実行委員会の委員名簿から公益性のある主催者であることを確認するとともに、事業目的についても特定の思想・宗教等に関する事業、営利目的の事業、あるいは公序良俗に反する事業であることをうかがい得るものではないなど承認基準を満たしていることを確認し、後援名義の使用を承諾いたしました。以上でございます。

○議長（大橋三男君） 竹中産業観光課長、自席答弁。

○産業建設部産業観光課長（竹中 修君） それでは、私のほうから4点目の靈感商法による町独自の把握はあるのか。また、被害者救済への町の窓口設置と関係機関との連携はということでございますが、これまで靈感商法に関する御相談はございません。また、本町では靈感商法による町独自の窓口の設置はしておりません。

この内容に関わらず、町民の生活の安心・安全を守るため、消費者トラブルを適切に解決し被害を防止するため、隔週専門相談員を設置しております。

これによらず、職員による対応も行っており、解決が困難な場合には専門相談員並びに県の県民生活相談センターと連携して対応しております。以上でございます。

○議長（大橋三男君） 近藤健康福祉課長、自席答弁。

○住民福祉部健康福祉課長（近藤真由美君） 5点目については私のほうからお答えをさせていただきます。

養老町社会福祉協議会に確認したところ、旧統一教会からの寄附は証拠書類の保存が義務づけられている過去10年間に調べたところ、寄附を受けたことはないとのことでした。

た。以上でございます。

[13番議員挙手]

○議長（大橋三男君） 13番 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 4点で再質問をいたします。

1点目は、ピースロード実行委員会が町に後援申請をした際に、共催者の確認記載はありましたか。

2点目は、今回ピースロードのイベントに県内42市町村のうち、1村1町を除く40市町村が後援をしました。一連の報道を受け、各自治体において今後後援できないと関連団体に文書での申入れをした。後援の取消しはしない。他の市町と歩調を合わせ、対応したい。旧統一教会の現在の活動が是正されない限り後援しないなどと、温度差の対応をしています。要綱には後援取消しの条文もありますが、養老町としてどのように対応しましたか。

3点目は、大橋町長の3期12年の任期中、旧統一教会と一切の関係はなしと答弁をいただきましたが、当教会が大会への出席やイベントへの祝電、関連機関紙などへの原稿依頼などあったが断られたのか、要請が全くなかったのかを確認したいと思います。

4点目は、靈感商法での相談は皆無ということで安心しました。消費者トラブルについて、相談実績や案件の多くが解決されているとのことですが、広報の小さなお知らせも引き続き掲載すべきと考えますが、新年度において別折り込みにおける年間相談日などの記載チラシの発行を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大橋三男君） 尾前企画財政課長、自席答弁。

○総務部企画財政課長（尾前真理君） 水谷議員の再質問1点目から3点目につきまして、お答えをいたします。

1点目の共催者の記載につきましては、後援等名義使用申請書及びその添付資料に記載はございませんでした。

2点目の後援名義の使用承認の取消しにつきましては、安倍元首相の銃撃事件後、旧統一教会との関係が報道され、ピースロード2022イン岐阜実行委員会から提出された資料を再度精査し、あらゆる方面から詳細に調査いたしましたところ、旧統一教会の思想が反映されていることが確認できましたので、令和4年7月14日付で後援名義の使用承認を取消ししております。

3点目の旧統一教会からの出席要請等についてでございますが、大会・イベント等への出席や祝電の要請、原稿の依頼などはございませんでした。以上でございます。

○議長（大橋三男君） 竹中産業観光課長、自席答弁。

○産業建設部産業観光課長（竹中 修君） それでは、私のほうから4点目の再質についてお答えをさせていただきます。

これまでも、広報紙には訪問販売などのトラブルなどが増加していることを受け、注

意喚起の記事を掲載しております。また、専門相談員の相談窓口の開催日についても、毎月掲載しております。今後も、引き続き消費者の相談窓口として御利用していただけるよう、広報「よろう」や町ホームページなどを活用し、啓発してまいります。

また、国において当問題への対策検討会議が行われておりますので、動向を注視し、適切な対応に努めてまいりたいと存じます。以上でございます。

[13番議員挙手]

○議長（大橋三男君） 13番 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 今回、旧統一教会、ピースロードのイベントを町が後援した問題を通し、20代、30代、40代の職員の方々が約30年前の靈感商法事件や合同結婚式など社会を震撼させる出来事を御存じないという事実です。40代前半の職員の方々は中学生ですから当然だと思います。

しかし、今はインターネットや主催者のホームページなどを調べれば、ピースロードのイベントが文鮮明、韓鶴子につながることで、全国靈感商法対策弁護士会につながることで、町内でピースロードのイベントに来てほしいというチラシを受け取った方からこのようなチラシをいただきました。多分行政にもこの内容で来ていると思いますが、その方は、これを熟読すると文鮮明につながるということが分かった。統一教会だと分かった。こんなもんは放っておいたとの感想をお聞かせいただきました。

今月5日から9日までの5日間で、旧統一教会をめぐる靈感商法電話相談が1,000件を超え、主な内容は金銭トラブル、生活困窮、家族離散などと報じています。しかし、最近の靈感商法の相談件数が少ないのは教団を訴えませんという公正証書を脱会時に結ばせる巧妙なやり方が徹底されていることを旧統一教会問題対策弁護団が告発しています。ただ、こういうケースでも裁判で被害金を取り戻す可能性があるとも指摘しています。

さらに、統一教会関連の報道が一時的にならないよう、社会的関心をマスコミに突きつける必要性を強調しています。まだまだ30年前と変わらない当教会の反社会的な体質の中で、養老町が7月14日付で後援取消しをした事実は本当に評価すべきだと思っています。このような機敏な対応が今求められていると思います。

最後、さらに今後後援できないと文書で申入れをしていただきたいと思います。いかがでしょうか。答弁をいただき、次の質問に入ります。

○議長（大橋三男君） 尾前企画財政課長、自席答弁。

○総務部企画財政課長（尾前眞理君） 水谷議員の再々質問にお答えをいたします。

今後の対応でございますが、旧統一教会及びその関連団体が主催する事業については、養老町後援等名義使用承認取扱要綱に基づき厳正に審査し、承認事項を満たさない場合には後援することのないよう対応してまいります。以上でございます。

[13番議員挙手]

○議長（大橋三男君） 13番 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） それでは、2件目の質問に入ります。

保育園の使用済みおむつの処理について伺います。

公立・私立園で園児が使った使用済みおむつを保護者が持ち帰り処理する市区町村が全国の4割に上がることが保育園からおむつの持ち帰りをなくす会の調査結果で明らかになっています。岐阜県においては、全国平均より高い約5割の市町村が保護者持ち帰りです。

私たち、60世代までは、ほとんどが布おむつを園に持参し、持ち帰り、自宅で洗濯し、再利用するのが保護者の大切な日課でした。

現在保健センターで開催されているパパママ教室でも、布おむつの扱い方を両親ともに体験するプログラムを実践していますが、時代とともに大変進化した布おむつになっており、綿100%、長方形を2枚工夫した当時のやり方は昔話です。半世紀たち、紙おむつが主流となっても保護者持ち帰りは早急に検討すべきではありませんか。

そこで、4点について伺います。

1点目は、公立こども園5園と私立保育園6園の今年度の処理方法について伺います。

2点目は、園で処理しない現状と課題を明確にしてください。

3点目は、公立・私立園など、全園で処理する場合の概算予算額を見積もってください。

4点目は、公立・私立園で使用するおむつを公費負担することへの見解を求めます。

○議長（大橋三男君） 香川子ども課長、自席答弁。

○住民福祉部子ども課長（香川明美君） ただいまの水谷議員の御質問につきまして、実務的な内容が含まれますので、私から御回答をさせていただきます。

1点目の今年度の使用済みおむつの処理方法はどの御質問でございますが、公立こども園5園では、5園全てが保護者の持ち帰り処理、私立保育園等では4園が園にて処理、2園が保護者の持ち帰り処理となっております。

2点目の園で処理できない現状と課題はどの御質問でございますが、園でおむつを処理しない理由といたしましては、園児の健康状態などを保護者と情報共有するために持ち帰り処理としております。園での処理をする場合には、使用済みおむつの保管場所確保や園内の衛生管理、処分費用などの予算確保が課題となります。

3点目の処理費の概算予算額はどの御質問でございますが、まず、町内園での使用済みおむつ排出量でございますが、おむつなど衛生用品の製造販売者などで組織された業界団体、一般社団法人日本衛生材料工業連合会が2020年に作成の資料を基に、1日のおむつの平均使用枚数を5枚、し尿吸収後の重量を1枚120グラムと想定し、町内各園の3歳児以下の園児数272人、年間通園日数を300日として試算した場合、年間約49トンのおむつが排出されることとなります。この49トンのおむつ処理にはごみ袋約5,000枚が

必要となることから、ごみ袋の購入費用として年間約20万円が必要と見込まれます。

また、使用済みおむつの保管設備の整備費として約115万円が必要と見込まれます。さらに、回収方法によっては収集運搬に係る委託料が必要となる場合もございます。

4点目のおむつの公費負担の見解はとの御質問でございますが、全園で使用するおむつの公費負担につきましては、こども園、保育園等に通園されず御家庭で養育されている方もおられるため、公平性の観点からも考慮しなければならないと考えております。以上でございます。

[13番議員挙手]

○議長（大橋三男君） 13番 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 再質問いたします。

既に私立園などでは4園が保育園で処理していただいていることが分かりました。

今回の質問に当たり、私も公立や私立への聞き取りをさせていただくとともに、保護者の方々の声も聞かせていただきました。ある保護者の方はなぜ持ち帰るのか疑問ですが、クレマーのレッテルを貼られたり、神経質な親だと思われるのが心配で、担任の先生になぜ親がおむつを持ち帰らなければいけないのか聞きたいけど聞けません。また、もし持ち帰りおむつで体調確認やおむつ替えの回数を親に周知することが理由なら、中を開けて見る親はいません。園処理の保育園の保護者は、衛生的になり大変ありがたいとの声が寄せられました。

全県的にも、次年度から園での廃棄に切り替える市町村が多いと聞き及んでいます。当町も新年度を待たず、やる気度を発揮していただくことは十分可能だと考えますが、見解を求めます。

また、おむつの公費負担については兵庫県明石市の子育て支援の施策を紹介しましたが、調査・研究をしていただけたでしょうか。子育てするならやっぱり明石市をキャッチフレーズに、保護者の所得制限を撤廃し、保育料や医療費などの経済的負担の軽減策はもちろん、子育て環境の整備、教育にも力を入れ、人口増加につながっている先進市です。

中でも、2020年10月にスタートした「0歳児見守り訪問おむつ定期便」、あかし子育て応援パック事業としては、生後3か月から満1歳の誕生日までの期間は自宅療育、園保育を問わず、全ての対象児に1月ごとに公費おむつを届ける施策です。市の研修を受けた委託配達員が、産後鬱や育児不安などに悩む保護者に的確な情報や見守りをすることも事業の目的の一つとしています。公費負担は1月1人3,000円の予算です。

この取組を養老町も取り組んではいかがでしょうか。

○議長（大橋三男君） 養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 水谷議員の再質問にお答えをしたいと思います。

1点目でございます。

ごみの保管場所や回収方法など、クリアしなければならない課題もございます。公立・私立園の各園とも相談しながら、統一を図った上で、使用済みおむつの園処理の実施につきましては前向きに検討をしてみたいと思います。

それから、再質問2点目でございますが、子育て支援の取組の一環として先進事例、優良事例等を研究し、養老町として何ができるかを検討してみたいと思います。以上でございます。

〔13番議員挙手〕

○議長（大橋三男君） 13番 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 昨年度の人口動態調査結果から、県と西濃圏域の市町村の人口、人口の増減率、出生数を一覧にしてみました。

これが一覧です。

人口減では、岐阜県平均のマイナス1.0%に対し、大垣市のマイナス0.56%、神戸町の0.97%以外の市町村は県平均を上回りました。中でも、養老町はマイナス2.28%の減で、関ヶ原町のマイナス2.87%、揖斐川町のマイナス2.47%に次ぐ人口減となっています。

特にこの出生数を見てください。出生数は2000年の99人から5人多い104人ですが、養老町より人口の少ない垂井町は149人、大野町は107人、池田町が104人です。子育て施策は11月町長選の公約の大きな有権者の関心事になります。先ほど申し上げました明石市おむつの公費負担を養老町で単純に予算化すると、1人1月3,000円の10か月で3万円、104人で312万円です。1人5,000円では520万円です。長期的に財政を逼迫させ、町民からの理解が得られない事業ではないと考えます。さらに、産後ケア、ソフト事業としても効果のある施策になると考えます。

また、保護者が気軽に声を上げ、園の運営に反映させ、現場の課題の改善に役立つ仕組みづくりをさらにつくり上げていただきたいと思います。現状認識を伺います。

稲葉町政では、乳幼児医療費の無料化は就学前、県内でも養老町がいち早く無料化した自治体です。残念ながら高校生までの医療費の無料化は遅くなりましたが、非常に歓迎された施策として血税が投入され、町民から支持を得られている施策です。

このおむつ公費負担は、全県的に取り組んでいるところは県内においては一つもありません。大橋町長は「養老が一番！」を掲げ、3期12年職務を遂行されました。この施策をするなら、養老が一番に取り組む施策になります。ぜひ、その見解を求めておきたいと思います。

また、先ほど葛飾北斎の関係人口の増大では、次期町長にその施策を申し送りたいという答弁もありましたが、この子育て事業についてもぜひ次期町政に引き継いでいただきたい。その考えを伺っておきたいと思います。

○議長（大橋三男君） 養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） このおむつ問題についてでございますけれども、先ほども前向きに検討をするというふうに回答をさせていただきました。子育て支援で保護者が大いに求めているのなら、次期町長のほうにも申し送っていきたいというふうに思っております。以上です。

〔13番議員挙手〕

○議長（大橋三男君） 13番 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 最後の質問になります。

3件目は最後の対面、コロナ葬について伺います。

新型コロナウイルス感染者の御遺体の感染対策は過剰で、遺族の立場に立っていないのではないかと。最後の対面ができていないことに自責の念と悲しみを引きずったまま生きている。また、現在のコロナ葬は他人事ではなく、ウイズコロナを見据えた対応を検討してほしい、こんな町民の方からの声が寄せられました。

厚生労働省などがまとめた業者向けのガイドラインでは、コロナ感染者の御遺体は感染防止のため納体袋に入れることを推奨しています。火葬については、墓地埋葬法で24時間以内の火葬を禁じていますが、感染法特例で、感染症や新型コロナを含む新型インフルエンザなどに感染した人の御遺体は24時間以内の火葬が可能であるとしています。

全日本葬祭業協同組合は、御遺族、医療従事者、葬儀業者が協議し、遺族の了承があれば24時間以内に火葬できる趣旨だが、24時間以内に火葬しなければならないと勘違いしている業者があるかもしれないとコメントしています。

家族が一番望む御遺体との最後の対面について、ガイドラインは、御遺体が適切に収容・管理されていれば御遺体からの感染リスクは極めて低い。顔を見る場を可能であれば設定することを業者に求めています。

そこで5点について伺います。

1. コロナ感染葬の御遺族、医療機関、町、葬儀業者の火葬全般にわたる協議の有無はあるのでしょうか。

2点目、町の感染御遺体の収容方法や管理についてです。

3点目、感染御遺体の火葬時間の取決めはどうなっていますか。

4点目、家族との最後の対面の実態はどうでしょうか。

5点目、ガイドライン公表後も対面できないケースが全国的に相次ぎ、厚労省は2022年6月に顔の部分が透明の納体袋を使用するよう自治体に再通知していますが、業者間で共有されていますか。

○議長（大橋三男君） 小里住民環境課長、自席答弁。

○住民福祉部住民環境課長（小里克昌君） それでは、水谷議員の御質問につきましては、実務的な内容が含まれますので、私のほうから御回答させていただきます。

御質問の1点目の新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがあ

る方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関する関係機関の協議につきましては、厚生労働省が示すガイドラインをよりどころとして、御遺族の意向や状況に応じて、その都度協議をしながら業務を進めております。特に、御遺族及び葬儀事業者の方から火葬の依頼を受けた場合には、町斎場清華苑における火葬等対応手順をお伝えしながら御協力をお願いしております。

御質問 2 点目の町における感染御遺体の収容・管理につきましては現状では町斎苑における通夜、告別式などの葬儀式は御遠慮いただいております。火葬のみの受入れとさせていただきます。また、火葬までの間は医療機関や葬儀事業者の専用室等で御安置いただき、斎苑での火葬時間に合わせ、葬儀事業者の専用車両において御搬送いただいております。

御質問 3 点目の感染御遺体の火葬時間の取決めにつきましては、事前に火葬可能時間を住民環境課において斎場と調整を行った上で、御遺族や葬儀事業者の方に御連絡を行います。基本的には御遺族等のプライバシーに配慮しつつ、一般葬の参列者の方との接触を避けるため、最終時刻の14時30分、またはそれ以降に実施しております。また友引、休館日の受入れも可能としております。

御質問 4 点目の家族との最後の対面の実態につきましては、関係機関にお尋ねいたしましたが、個々の事案により違いはあると思っておりますが、以下に一例を申し上げます。

医療機関においては、御遺体の感染管理の観点から液体が浸透しない非透過性納体袋に収められ、多くは透明なインナー袋と非透明なアウター袋の二重仕様となっており、御遺族様にはアウターの納体袋を開け、透明なインナーの納体袋越しに最後の対面がなされます。その後、アウターの納体袋は閉じられ、納体袋の十分な消毒等が施され、葬儀事業者等により納棺されます。また、一度納体袋に収められた御遺体は、その多くは火葬時まで開けられることは少なく、多くの御遺族の方々と最後の対面をする機会がないのが現状であります。葬儀事業者の中には、お顔の部分が透明な非透過性納体袋を用意し、医療機関で収めていただくケースもあり、御遺族等の心情等に配慮されているとのことであります。

また、町斎場における火葬に際し、必要に応じお別れに伴う焼香台を準備するなど、対応を行っております。現状では御遺族の方々の御見送りは施設の入り口にて行っており、施設内での感染防止と密集・密接防止を図るため、斎場職員は防護服を着用し、施設内の火葬炉までのひつぎの移動や火葬を行います。

なお、火葬終了後の収骨は斎場職員が実施し、お骨つぼは葬儀事業者を通じて御遺族へお引渡ししております。

御質問 5 点目の厚生労働省2022年（令和 4 年）6 月の再通達の業者間での共有につきましては、町に關係する葬儀事業者にお尋ねしたところ、葬儀業の關係団体や組合を通じて、周知されており、情報共有されていると聞いております。御遺族等のお気持ちに最

大限寄り添いつつ、また、同時に葬儀事業者スタッフ、斎場職員の感染防止の徹底を図るための対処についても配慮しなければならないこともあり、非常に厳しい現状であります。

今後とも、ガイドラインの趣旨を踏まえ、御遺族様のお気持ちに寄り添った在り方について、関係機関と連絡、相談を行いつつ、改善点の洗い出しと対応手順の見直しを図りながら、安心して安全な業務を継続してまいりたいと存じます。以上でございます。

〔13番議員挙手〕

○議長（大橋三男君） 13番 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 第7波を受けて、国は患者数把握を見直す、外国観光客の人数緩和などウイズコロナを見据えた対応を打ち出しましたが、コロナ葬については遺族との最後の対面がかなわぬことや、今も斎場で防護服着用での物々しい雰囲気の中で差別化した火葬が行われていることを、遺族の心情を思うとき改善の余地がないのか、担当課でさらに調査・研究をしていただきたいと思います。

今回の質問に当たり、近隣町のコロナ葬の対応を担当者に伺ってきました。ある町の担当職員の方は、係長としてコロナ葬に立ち会ったが、遺族に寄り添う葬儀ではないことを改めて知った。非常に苦しかった。しかし、町として守らなければならないことも多くある。多くの市町村の担当者は苦悩しているのではないかと、養老町さんも同じだと思いますよと言われました。しかし、そんな中でも斎場内での防護服着用の緩和や、ひつぎの上に家族写真や故人の思い出の品々を置くようにしましたとも述べられました。お棺が、既に二重構造で納体袋に収められ、もう開けられない状態ですので、家族の大切な思い出や、また故人が大切にしていた火葬に適するものが全く入れられなく火葬されているのが現状です。

九州大学病院グローバル感染症センター長の下野医師は、遺体はせきやくしゃみをしていないので飛沫感染はない。遺体から感染する可能性はまずない。コロナ葬対応は少しずつ緩和していくべきと指摘しています。

家族に寄り添った最後の対面ができるよう、いろいろと工夫や知恵をしていただきたいと思います。それを強く望みます。以上です。

○議長（大橋三男君） 以上で、13番 水谷久美子君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は午後1時10分といたします。

（午前11時50分 休憩）

（午後1時10分 再開）

○議長（大橋三男君） それでは、休憩前に引き続き一般質問を続けます。

次に、8番 吉田太郎君。

○8番（吉田太郎君） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告書に基づき2点で質問をいたします。

1点目は、中学校の部活動の在り方についてを質問します。

養老町では、スポーツの町宣言を行い、スポーツ推進計画では「1町民1スポーツのまち・養老」を目指して取り組んできました。このスポーツの推進計画では、子供の頃からスポーツに関わるようにスポーツ少年団への加入を進めています。しかしながら、現在、スポーツ少年団への加入の数は年々減少しております。少年団の中には野球など校区をまたいで活動しているところもあります。また、スポーツ少年団の指導者は不足しており、指導者の確保は大変大きな問題であります。今後スポーツ人口を増やし、スポーツの町を推進していけるかが心配です。町内の中学の部活動においても、部員や指導者の確保など同じような問題を抱えているのではないかと思います。

国からは、教員の働き方改革とともに、部活動の在り方を見直し、部活動を学校から地域へ進めるように示されてきました。今年の6月には、スポーツ庁の運動部活動の地域移行に関する検討会議より、休日の運動部活動から段階的に地域へ移行するように提言されました。

このような中、海津市では海津市中学校地域クラブを立ち上げ、指導を始めるという新聞報道がありました。これを見た中学生の保護者やスポーツ少年団の指導者から養老町の中学部活が今後どのようなようになるか心配する声が届いております。

そこで質問させていただきます。

中学校の部活動についてお尋ねします。

文化系の部活動も含めて、中学校の部活動の現状と課題をどのように捉えているかお伺いします。

2点目は、国からの提言を受けて、今後中学校の部活動の地域移行について町ではどのように考えているかお聞かせください。お願いします。

○議長（大橋三男君） 森島教育長、自席答弁。

○教育長（森島恵照君） 吉田議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず1点目、中学校における部活動の現状と課題ということです。

中学校における部活動は、教育活動の一環として、生徒の自主性や主体性、連帯感や粘り強く取り組む心など、心身の健全育成を目指して取り組んでいます。生徒の中学校生活を豊かにし、充実させる意味で大きな役割を果たしています。

一方で、部活動は中学校教員の勤務に大きな負担となっています。放課後の活動や土・日の練習、試合や大会の引率が教員の超過勤務の大きな要因となっているからです。教員の働き方改革が求められる中、部活動の在り方の検討は喫緊の課題となっています。

本町教育委員会は、県の方針を受けて部活動運営指針を作成し、平成30年度以降、部活動改革に取り組んできました。その内容を少しお話しさせていただきます。

1つ目は、部活動の適正規模を目指した部活数の削減です。町内2つの中学校では、生徒の希望や保護者の意見、地域の実情などを踏まえて部活動数の削減に取り組みまし

た。高田中では19あった部活動を13に、東部中でも15あった部活動を13に減らしました。

2つ目は、活動時間の見直しです。現在は、月曜日から金曜日までの平日は週3日、2時間以内、土・日はいずれか1日、3時間以内という県が示す規定を遵守し実施しています。朝の部活動も廃止しました。

3つ目は、部活動を任意加入としたことです。これまでの全員加入を見直し、学校以外のスポーツクラブや団体に活動することができるようにしました。このことにより、多様な生徒のニーズを網羅し、目的や興味に応じた選択肢を増やすことができました。現在のところ、両校平均の部活動加入率は88%です。

このような取組をしてもなお課題となっていることは、議員のお話にもあったように指導者の育成や確保です。経験のない先生が顧問をすることで大きな負担となっています。この課題に対応するため、本町は部活動外部指導者を依頼しています。現在、運動部、文化部合わせて16人の方にお世話になっています。予算は70万円計上しています。

以上のように、学校や保護者の御理解・御協力を得て、できる限り取り組んできましたが、今後部活動の地域移行が求められています。生徒や保護者の多様なニーズへ対応した持続可能な部活動運営の体制をつくるのが大きな課題であると捉えています。

2点目、それでは地域移行についてどのように考えているかということですが、議員の御質問にもあるように、運動部活動の地域移行に関する検討会提言を踏まえて、部活動の体制づくりが求められています。

本町では、昨年より調査・研究を始め、検討してまいりました。いわゆる総合型地域スポーツクラブのような指導体制がない本町においては、独自に休日の部活動を地域の指導者にお願いする体制を整えなければなりません。

基本的な考え方として、まず令和5年から7年の3年間において、休日等の部活動を地域移行すること、そして町全体のスポーツ振興・生涯学習の振興を目指して指導者育成と体制づくりを目指すことの2点を目的としたいと考えています。また、本町では運動部だけに限らず、文化部も含めて考える方針です。

そのため、休日の部活動地域移行推進協議会を設置し、学校、コミュニティ・スクール運営協議会の代表者、保護者の代表者、町内スポーツ団体の代表者などの御意見をいただきながら協議を始めました。8月、第1回の推進協議会を開き、現状報告を終えたところです。

その中で、休日の部活動の地域移行については、次の課題が明らかになりました。

1つ目、休日部活動指導者の確保、2つ目、休日部活動を運営していく必要な経費、3つ目、運営するための保護者の費用負担などです。

今後、このような課題の解決に向けて方針を決定し、取組をします。協議が進み次第、速やかに中学校生徒、保護者、外部指導者や競技団体等に説明し、準備を進めたいと考えています。議会に対しても事前に御説明申し上げたいと思います。以上でございます。

[8 番議員挙手]

○議長（大橋三男君） 8 番 吉田太郎君。

○8 番（吉田太郎君） 再質問をします。

休日部活動の課題についてはこれからの協議で決めていくということですが、その方針などをお答えください。

休日部活の指導者はどのような人を想定しているか。大会などの試合では、指導者に審判資格を必要とする場合があります。休日部活動の指導者には資格を必要とするのでしょうか。

そして、保護者にとって休日部活によって新たな支出が増えることは困ります。費用の負担はどのぐらいになりますか。

休日部活の地域移行や指導者の確保に当たり、少年団やスポーツクラブとの連携はどのように考えているかお答えください。

○議長（大橋三男君） 森島教育長、自席で答弁。

○教育長（森島恵照君） 再質問にお答えします。

再質問は3つに分かれていたと思いますが、これからお答えする内容は、この先推進協議会の中でさらに検討していく内容でもありますので、現在協議の中で確認されていることでお答えをさせていただきます。

1 点目、休日部活動の指導者については、現段階で重要視する観点は、専門性や指導力に優れ、部員やその保護者、中学校からの推薦を受けた方という点です。現在、中学校部活動で指導している顧問の先生や外部指導者、スポーツ連盟の競技団体やスポーツ少年団の指導者、保護者の代表者などが候補として考えられています。指導者資格や審判資格については、競技、参加する大会により異なりますので、生徒、保護者、学校等と連携し、競技種目の特徴やスポーツ団体の意向を踏まえて協議していくことになるかと考えています。

2 点目、休日の部活動を地域移行することによる新たな経費としては、指導者への報酬や指導者及び生徒の保険料等が想定されています。現在、先行実施している市町の取組を調査・研究しておりますが、補助金と保護者負担を合わせた運営がほとんどです。

本町においても、休日の部活動を持続可能な制度とするために、保護者の御負担も含めて検討が必要だと考えています。一方で、保護者負担を軽減するために他市町と連携して、国や県による補助を要望してまいりたいと考えています。

3 点目、スポーツ少年団や地域スポーツクラブとの連携については、部活動を地域移行する目的の2つ目、地域のスポーツ振興・文化振興を目指した指導者育成を図るの中でも重要なことだと考えております。現在、スポーツ少年団の御協力を得て、中学校へ指導者を派遣していただいている部があります。これは地域移行を見据えた試みとして先行して取り組んでいただいているものですが、その取組状況を関係者や生徒・保護者

にもお知らせし、今後の在り方を検討してまいりたいと考えています。

また、他地域の事例では、休日部活動の運営を地域スポーツクラブで担っているところが多くあります。令和5年から7年までの3年間の活動状況を見て、この点も含めて検討し、よりよい制度となるよう取り組んでまいりたいと思います。以上です。

[8番議員挙手]

○議長（大橋三男君） 8番 吉田太郎君。

○8番（吉田太郎君） いろんな考え方をお聞きしました。

最後に、スポーツの町として、部活動の地域移行をきっかけに指導者の育成など持続可能な体制づくりを進めていただきたいと思います。また、町として生涯スポーツを安心・安全に推進できるように施設の改修、整備などの予算の確保もお願いして、1つ目の質問を終わります。

2つ目の質問に入ります。

大橋町政3期12年の総括についてを質問させていただきます。

大橋町長は、さきで開催された令和4年第1回定例会において、今期をもって退任を表明されました。平成22年12月の就任当初から住民が主役である協働のまちづくりを掲げられ、地域が一体となって課題解決に取り組む地域自治町民会議の設立を進められました。また、民間出身の町長らしく、経営の理念を取り入れた行政経営改革にも着手されるとともに、インフラへの整備に尽力されました。3期12年の長きにわたる町政運営には様々な御苦勞、御心勞があったことと推察いたします。大変お疲れさまでした。

残る任期もちょうど3か月となり、本定例会が大橋町長の出席する最後の定例会となるかもしれません。住民が主役となる協働のまちづくりを掲げて改革をスタートした第1期、養老改元1300年祭を開催した第2期、記憶にも新しい第3期は新型コロナウイルスとの闘いでありました。

そこで、2点について質問いたします。

1点目は、3期12年を御自身ではどのように評価されているか、成果と課題についてお答えください。2点目、大橋町長は退任されますが、養老町は今後も発展していかなければなりません。養老町にどのような姿を望むのか、どのような姿になることを期待しているのかを町長に考えをお伺いいたします。

○議長（大橋三男君） 町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 3期12年の総括ということでございます。

2点について御質問をいただきました。

1点目、3期12年を振り返って、その評価ということでございます。

まず、1点目でございますが、平成22年12月の就任当初から協働のまちづくりを最も重要な施策と位置づけてまいりました。地域自治町民会議は、これまでに4地区で設立され、5地区目の設立も間近ということをお伺しております。実施される事業にも創意工

夫が見られ、地域の特色が表れてきていますし、地域課題に対するアプローチにも様々な検討がなされています。地域内での活発な議論と多くの人に関わることで地域の活性化が図られてきております。

養老改元1300年祭の開催は、本町の新たな魅力を確立することに成功したと言えます。秋篠宮殿下をお迎えした全日本愛瓢会展示会や腕組み乾杯によるギネス世界記録といった記録に残る事業もございましたが、子供から大人まで町民全体で関わり、参加し、養老を広く全国に発信することができ、交流人口の拡大、地方創生に大きな成果を得ることができました。

また、養老インターチェンジの早期開通、養老サービスエリアスマートインターチェンジの新設にも成功し、周辺環境も含めたインフラ整備を実現いたしました。東海環状自動車道については令和8年度に全線開通の見通しであり、今後その効果が大きく発揮されるものと期待をいたしております。

子育て支援では、幼稚園・保育園の幼保連携型認定こども園への移行や小・中学校のコミュニティ・スクール化、児童・生徒1人1台のタブレット端末導入、18歳までの医療費無償化など地域全体での子育てを念頭に、着実に前進してまいりました。

しかしながら、社会情勢が大きく変化している中で、課題があるのも事実でございます。公共施設の在り方については、さらに踏み込んだ議論を進める必要があります。また、南海トラフ地震がいつ発生してもおかしくない中、災害に対する備えには常に取り組んでいかなければなりませんし、町民と共に取り組んでいく必要もございます。町の発展のためには、町民の皆さんの力が必ず必要となりますので、協働のまちづくりをこれまで以上に進めていかなければならないと考えております。

3期12年の評価でございますが、今定例会初日にも申し上げましたが、議員各位をはじめ、町民の皆様の御支援と御協力により務めることができました。残りの任期が3か月でございます。3か月後には80点と言えるよう、退任まで養老町発展のため、全身全霊を注いで取り組んでまいり所存でございます。

次に、2点目の養老町に期待することでございます。

私は、「養老が一番！」を目指し、各分野の施策を展開してまいりました。豊かな自然環境と養老という抜群の知名度は、ほかにない養老町が持つ大きな財産であり、武器でもあります。これらを最大限生かすことができれば、養老が一番は目指せない目標ではないと感じています。計り知れないポテンシャルを持った町です。町民にとって暮らしやすく、来訪者にとっても過ごしやすい、誰もが楽しく生きられる、みんなにとって養老が一番となってもらえるよう期待しております。以上でございます。

〔8番議員挙手〕

○議長（大橋三男君） 8番 吉田太郎君。

○8番（吉田太郎君） ありがとうございます。3期12年の経験の下にお答えいただき

ました。

退任後も養老町の発展のために御尽力をいただきたいと思います。これまでの御尽力、功績に敬意を表して質問を終わります。

○議長（大橋三男君） 以上で、8番 吉田太郎君の一般質問を終わります。

次に、5番 岩永義仁君。

○5番（岩永義仁君） ただいま御指名をいただきました、養老の未来を守る岩永義仁です。

今回は3つの項目について質問を行います。

まず1つ目、官製談合事件について質問を行います。

6月議会一般質問に引き続いての質問です。前は複数の議員がこの件で一般質問を行いました。公判中とのコメントで回答いただけないものも多々ありました。裁判が結審したので、改めて答弁を求めていきたいと思っています。

岐阜地方裁判所で行われた判決の言渡しを有志の議員で傍聴しに行きました。裁判長の判決文の中で、常習的な犯行で町に大きな損害を与えたというコメントがありました。2017年頃から複数の犯行があったようですが、これまでに町として、何件の談合や談合のために元職員が関与したケースを確認できているのでしょうか。

次に、2点目、前回の6月議会の中で、私の前に質問を行った議員の本事案以外に談合はなかったかの問いに対して、他に談合の事実はないものと承知していると回答されています。また、私が質問の中で新聞等の記事に掲載された氷山の一角というコメントを紹介し、指名選考委員会の委員長である副町長に対してほかの談合を把握しているかの問いにもそういった談合の事件はないと答弁しています。

しかし、先ほどの裁判長のコメントから分かるとおり、本件以外にも複数の談合があったことが語られています。判決文の中で語られるということは、裁判の中で本件以外の談合についても明らかになったものと考えます。6月議会において、一体何を根拠に他に談合はないなどと明言したのでしょうか。答弁した副町長に説明を求めます。

3点目、元職員は事件発覚前に役場を退職されているため退職金が通常の規定どおり支払われているものと思われます。今回の有罪判決を受けて、退職金の返還に関する取扱いはどうなるかお答えください。

4点目、大変重い判決が出ました。また、2017年から常習的に談合が行われてきたということが語られました。町を挙げての厳重な調査はもちろん行われるものと思います。どれだけの損失が出ていたか、現段階では想像もできませんが、改めて行政の責任者である町長、そして入札の責任者である副町長の責任について、どのように受け止め、責任の取り方についてどのように考えているか、お答えいただきたいと思っています。

5点目、談合の再発防止策として、業者から誓約書を取っていると聞いています。再発防止策としての誓約書の有効性についてどのように考えているかお答えください。

6点目、事件を受けて、弁護士等の有識者らによる第三者委員会がつけられました。会議録がホームページで公表されています。第1回目の委員会において、過去の不祥事案とその対応という文言が出てきます。過去の不祥事案とは何を指しているのか、お答えください。

以上の6点について答弁を求めます。

○議長（大橋三男君） 町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） まず最初に、私のほうからは、4点目の幹部の責任ということについてお答えをさせていただきたいと思います。

6月議会におきまして回答させていただきましたが、元職員の逮捕を受けまして特別職を含め管理監督責任のある職員につきましては処分を行ったところでございます。

公判の元職員の刑事罰、懲役1年6か月、執行猶予3年の確定を踏まえまして、管理監督者の責任は大変重いものであると再認識をいたしております。今後、管理監督者の責任として、二度とこういった不祥事を起こさないための再発防止を徹底してまいるのが私どもの責任の取り方であるというふうに考えております。以上でございます。

○議長（大橋三男君） 川地副町長、自席答弁。

○副町長（川地憲元君） 1点目と2点目は、私のほうから御回答申し上げます。

まず1点目の常習的な犯行であったが、これまでの談合の関与についてでございます。

現時点におきまして事件に関わる官製談合以外に把握しているものはございません。談合等の事実認定につきましては、警察が立件し、検察が起訴することにより司法の場で裁かれ、初めて事実認定がされるものでございます。町におきましては、事件を立証する調査権限を有しておりませんので、談合の把握や関与の事実認定は困難であると考えております。

2点目の質問でございます。

一般質問において、ほかに談合はないと発言した、何を根拠にという質問でございますけれども、他の職員等組織的な談合への関与はなかったということで6月議会は回答をさせていただいております。以上でございます。

○議長（大橋三男君） 近藤総務課長、自席答弁。

○総務部総務課長（近藤晴彦君） 私のほうからは、3点目と5点目、6点目の3点につきまして回答をさせていただきます。

3点目でございます。

元職員の事件の判決を受けて、退職金の返還等の取扱いはどうなるのかということでございますが、退職手当の取扱いにつきましては、第三者委員会での協議を踏まえまして町の方針を決定してまいりたいというふうに考えております。

5点目の再発防止策として実施している誓約書は有効かという御質問でございますが、再発防止策として業者より徴取している誓約書につきましては、第三者委員会の委員長

が弁護士でございますので、その誓約書が法律上有効になるような精査をしていただけるということになっております。

6点目の第三者委員会での議事録にある不祥事の事案とその対応ということについてでございますが、委員の方より、過去にどんな不祥事が養老町にあり、その都度どういった改善策を取られたのかを知りたいという話がありました。特定の事案を指しているわけではございません。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（大橋三男君） 5番 岩永義仁君。

○5番（岩永義仁君） 他の談合について町として把握、調査することは困難、そりゃあ困難だろうとは思いますが、それでこの件は終わりにするというのでしょうか。

先ほどの説明ですと、もうやりようがないので終わり、警察、検察が立件して裁判を起ささない限りは談合事件は成立しないとかそういうような意味で受け取れるんですけども、少なくとも町として裁判の中でこのように指摘されているわけなので、ほかの談合について何らかの調査をする必要があると思うんですけども、それはもうこの先第三者委員会の中で調査をやっていくというような考え方なんでしょうか。

何かあまりにも他人任せというか他人事、本当に人ごとというような印象を受けるんですけども、もう少し町として積極的に町を挙げて調査をするぞというような姿勢を見せていただきたいと思うんですけども、この辺りについて見解をお伺いしたいのと、あとこの第三者委員会の権限についてもお聞きしたいと思います。

例えば、これ第三者委員会は町長が委嘱するので、町長の全権をもって調査をするということが可能なのか。例えば私たち議会ですと、先日決算特別委員会が開催されましたが、この決算審査の根拠は地方自治法の第99条による権限をもって決算審査を行っております。このような、どういう根拠をもって第三者委員会は調査ができるのかという点についてもお答えいただきたいと思います。

以上2点、答弁をお願いします。答弁を求めます。

○議長（大橋三男君） 川口総務部長、自席答弁。

○総務部長（川口智也君） それでは、岩永議員の再質問にお答えさせていただきます。

関連しますので一括でお答えさせていただきますが、調査も第三者委員会ですと、町の踏み込みといたるところでございますが、町としては、この事件が起きた原因を、どういうところにあったのかというところを委員の方に調査していただくところを求めています。

その中で、委員のほうから過去のことも聞かれます。町としても、そこら辺がどういったところにあるのかというところをやりますので、町の職員が聞くと身内に甘いといったところもありますので、そこら辺は第三者委員のほうでしっかりやっ

ただきたいということでございます。

第三者委員会の権限がどういったところによるかといったところは、うちでつくりました要綱といったところでございます。先ほども言いましたが、この原因究明、どういったところから談合というか、情報漏えいというかそういうことが起きてしまったのかといったところをしっかりと調査していただきたいといったところと、それに基づきまして、二度とこういうことを起こさないといったところの2点が一番の第三者委員会の目的だと思っていますので、そこを十分に調査していただくということになっております。以上です。

[5番議員挙手]

○議長（大橋三男君） 5番 岩永義仁君。

○5番（岩永義仁君） ちょっと答弁が出ていないと思うんですけども、第三者委員会の権限ですね。その調査の権限の根拠についてを先ほど問うたので、これは改めて何を根拠に調査ができるのか、どういった調査まで踏み込めるのかというような意味でお聞きしておるので、例えば、町の機密文書みたいなものも取り出して見る権限がこの第三者委員会にはあるのかとか、そういう意味でお聞きしております。ですので、この件については後ほどもう一度答弁を求めたいと思います。

今回の官製談合事件は、いまだに町民の中に暗い影を落としています。よそのまちで起きた同様のニュースを見て、うちの町でも多分あるんだろうななどと漠然と考えていた悪事が公然の姿となり、全国ニュースで暴露されたのです。衝撃の大きさとショックは想像に難くありません。事件をきっかけにして、町民の間に生じた不安を払拭するためには徹底的な調査により全てを明るみにすることです。そして、取るべき人が責任を取り、健全な養老町に戻す必要があります。そのうち忘れてくれるだろうから、それまでそれっぽくやっている感を出しておこうでは町民の行政への不信感は増すばかりです。町と町民の信頼関係は大丈夫でしょうか。

中国宋の時代の名著「北夢瑣言」に記された一文があるので紹介します。「好事門を出でず悪事千里を行く」です。松下幸之助氏も、信頼は得難く失いやすいと同様のことを述べています。一日も早い信頼回復に努めていただきたいと思います。

答弁は、先ほどの第三者委員会の権限についてと、改めてお聞きしたいんですけども、裁判の中で、常習性を持って複数の犯行があるというような、しかも年に何回、複数回ですね。それが2017年頃から事件発覚までの間というようなことが指摘されたわけですよ。これに対する行政としての認識、ちょっと第三者委員会任せではいかんと思うんですけども、この辺り、もう一度最後ですので、この2点、お聞きして次の質問に移りたいと思います。

○議長（大橋三男君） 町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 裁判の中で常習的な犯行であったという言葉は、ともかくそのと

おり受け入れますけれども、ただ、この判決は談合事件と、それから職員の漏えいという判決においての説明文でございます。

私は、この判決を聞いたときに少し違和感を感じたのは、裁判の中でこういった言葉が出てくるということが本当にその裁判に対する確かな判決なのかなという。といいますのは、確定されていないものについて推測を述べられておられる。そういうところに私は正直、違和感を覚える。かといって、常習的な犯行であったのであれば、私どもは襟を正して住民に説明をすることによって信頼を取り戻す責任があるわけでございますので、今後、この問題について第三者委員会と共に、私どもも真摯に向き合って説明をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（大橋三男君） 川口総務部長、自席答弁。

○総務部長（川口智也君） 書類の提供について、公表についてといったところでございますが、きつい言葉をいいますと、うみは出し切るといった思いで第三者委員会の方にしっかりやっていただきたいと思っておりますので、求められた資料は開示していくということでございます。

○5番（岩永義仁君） 答弁できていない。根拠を聞いておるんです、その第三者委員会設立の法的根拠みたいなものを。出ない。

〔5番議員挙手〕

○議長（大橋三男君） 5番 岩永義仁君。

○5番（岩永義仁君） それでは、2つ目の質問に入りたいと思います。

今回も養老町始まって以来の大事業となりそうな新食肉市場の用地取得に関する質問を行っていきます。

何度もこの場で述べてきたように、用地取得に関しては行政が情報をひた隠しにしながら進められています。そのため、県内外の関係者や類する方々への調査を行い、断片的な情報を集め、それらをつなぎ合わせることで情報を得ています。

今回までに分かったこととして、これまで4候補地で検討されていたものが3候補地に絞られたというものです。候補地から除外されたのは、現在の町食肉施設がある場所です。除外の理由は、新施設が建設されると人家に近くなるからという理由だそうです。このタイミングで候補地を絞った経緯を説明してください。

次に、1つ目の質問と関係しますが、新施設が建設されると人家に近くなるというものです。これは平家建てにこだわっているために広大な敷地が必要となり、結果として人家に近くなり、と畜場法に抵触する可能性が出るからです。

以前の答弁で、町長はゆったりと余裕を持った造りという旨の表現をされたと記憶しています。今の養老町にゆったりと余裕を持った土地買収をするような余裕はありません。なぜ、他市町の同様の施設のように複数階での建設を視野に入れないのでしょうか。複数階建てならば、人家に近くなるほど広大な土地の買収は不要です。平家建てでなら

なければならぬ理由があればお答えください。

3点目、選定する中で、4か所から3か所に候補地が絞られました。3か所のうちの2か所は田畑等で、上に建物等がない場所です。一方で、今の段階において土地とは別に、いわゆる上物である企業への補償や賠償が必要になる候補地が残っているのはなぜでしょうか。これまで何度もお聞きしてきましたが、特別な理由があるのならお答えください。

4点目、企業がある土地を取得となった場合には、入念なボーリング調査等が必要になるかと思われまふ。この場合はどのような手法と手順で調査を行うのか、想定しているものをお答えください。

5点目、最終的な用地取得に係る費用の総額について、最大値で幾らかかると想定しているのかお答えください。

6点目、唯一反対の声の出ていなかった現施設のある候補地を除外しました。これまでに残っている3候補地の全ての地区から反対の意思が表明されています。このような状況の中で対象地区との話合いや説明会はどのように行うのか。前回の答弁では十分に検討した後でという旨の答弁がありましたが、現状についてお答えいただきたいと思ひます。以上の6点について答弁を求めます。

○議長（大橋三男君） 竹中産業観光課長、自席答弁。

○産業建設部産業観光課長（竹中 修君） ただいまの岩永議員の御質問でございますが、実務的な内容でございますので、私のほうから御回答を申し上げます。

まず1点目、このタイミングで4つから3候補地に絞った経緯はということでございますが、一般質問通告書に基づき御回答をさせていただきます。

ただいまの御質問に関しましては、これまで食肉基幹市場建設整備推進協議会において候補地の決定に向け、協議会を重ねております。その過程において、委員の皆様の御意見を基に、絞り込みを行ったところでございます。

2点目の他市町の例のように複数階での建設を視野にすら入れていないのはなぜかということでございますが、御質問の多層階での建設につきましては、多層階の構造で新施設を建設する場合、円滑な業務上の動線が確保できず、作業効率が悪くなるなど、施設を運営していく上での支障が多いこと、加えて多層階の施設は建設費用が増大することなどのデメリットが多く上げられます。また、多層階で建設されている施設は、いずれも都市部で用地の確保が困難な場合に限り建設されており、県促進協議会では業務効率がよく、新施設に重要な生体から製品までの衛生区画が明確である平面建てにて新施設を建設することと判断され、強く要望されております。

3点目、上物がない場所ではなく企業への補償が発生する候補地が現時点でも残っているのはなぜかという問いでございますが、現在、候補地決定に向け協議会にて絞り込みを行っているところでございます。候補地につきましては、協議会において新市場の

建設を行う場所を選定することが目的ではなく、本町にとって当事業を核としたまちづくりの発展に寄与できる場所を選定することが必要だといった議論がなされております。今後も、最適地と思われる場所を候補地として選定できるよう努めてまいります。

4点目でございますが、候補地が選定される場合には入念なボーリング調査が必要と思われるが、どのような手法と手順を想定しているかという問いでございますが、候補地決定後から取得までにも種々の手続がございます。取得に必要な手続においても住民の皆様の不利益にならないよう、調査はもとより法手続など必要な手続を取ってまいります。

5点目でございます。

最終的な土地取得費用の総額を最大幾らと試算しているかという問いでございますが、候補地決定に向け、協議会で協議をしているところであり、協議会の委員の皆様のご自由な発言の機会を失うおそれのある内容となりますので、お答えは差し控えさせていただきます。

また、さきの御質問にお答えさせていただきましたように、当事業は本町にとって発展性を持った場所が候補地となりますので、土地取得のための初期投資費用は生じますが、新食肉基幹市場が建設されることを契機とした肉のまち・養老としてのまちづくり、新たな企業誘致や雇用の創出、観光事業の活性化につながるように町として前向きな考えで取組を進めていきます。

このような考えを基に、商工事業・観光産業など種々の産業の発展や効果が見込まれる場所としての価値を見極めてまいりたいと存じます。

最後、6点目、3候補地全ての地区で反対が表明されていると、話合いや説明会はどのように行うのかということでございますが、今後につきましても、皆様からの懸念点につきましては十分な説明並びに丁寧な説明をさせていただき、御理解に努めてまいりたいと存じます。

今後は、今回補正予算を計上させていただいておりますが、関係されます地元の方々に、本町に建設される施設がどのようなものかイメージできるように、グローバルな対応や高度な衛生環境を有する施設を視察していただきたいというふうに考えております。以上でございます。

[5番議員挙手]

○議長（大橋三男君） 5番 岩永義仁君。

○5番（岩永義仁君） これまでの答弁もそうだったんですけど、今日もそうですけれども、協議会に全て委ねているような答弁が続いています。実際のところはどのように考えているのでしょうか。仮に協議会で、ここという候補地が決まった場合には、行政としてはそのままその候補地で決定するつもりなののでしょうか。それとも協議会の決定を踏まえて最終判断を行う、行政で行うということでしょうか。決定手順として重要なこ

とですので、具体的かつ丁寧に説明していただきたいと思います。

次に、私のところに寄せられた情報提供者からの通報に、こういった内容のものがありました。事実であるなら候補地選定に当たって何かしら正当性を欠くバイアスがかかっていたと非難されても仕方のない内容ですので、質問で確認させていただきます。

役場担当課の重役の方と現在候補地に残っている民間企業の経営者が親族関係にあるというものです。事実ですか。

また、この件について責任者である町長や人事権を持つ副町長は把握されていますか、2点お答えください。

○議長（大橋三男君） 町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 1点目の質問でございますが、協議会でもんで決定をされて、それ以後私が判断するということになるというのが当然のことであろうというふうに思います。

それから企業と職員とのあれですけれども、確かにそういったことはお聞きをしておりますが、何ら問題のあるわけではございませんので、たまたまということだというふうに御理解をいただきたいというふうに思います。

○5番（岩永義仁君） 町長は把握しておったんですか。

○町長（大橋 孝君） もちろん私のほうは存じておりました。以上です。

〔5番議員挙手〕

○議長（大橋三男君） 5番 岩永義仁君。

○5番（岩永義仁君） 最後の3回目の質問になります。

買収予定の企業経営者と担当課の幹部職員が親族関係、しかも用地取得の候補地としての違和感を度々質問してもこれまでにこの議場においてちゃんとした答弁が出ていない。何かおかしくないですか。何かと疑い深い私じゃなくても、買収予定の企業経営者と行政の幹部が親族関係にあるなんてことを聞けばよからぬ想像をしてしまうのではないのでしょうか。

この事業は大きな金額が動くので、多方面から厳しい視線で注目されているんだということを自覚してください。肉のまち・養老を代表するような施設の建設用地です。後に憂いや禍根を残すことのないよう、適切な対応を求めます。

最後の質問に移りたいと思います。

ちょっとふわっとしたタイトルですが、急速に進行しつつある高齢化社会において持続的に快適な社会生活が続けられるようにするために、まちづくりの視点で質問をさせていただきます。

介護保険法に基づき、要介護認定により要支援が1から2、要介護が1から5と全部で7段階の認定を行い、状態に合わせて各種支援施策があることは皆さんよく御存じのことです。

今回取り上げたいのは、総合支援事業についてです。

総合支援事業とは、もちろん介護認定制度の枠組みの中にあるものですが、まだ介護までは至らないけど、万全かと言われると不安な方、こういったボーダーライン上の方たちへの支援制度のことです。全国一律の介護保険サービスとは違って、自治体が独自にサービスを設定することができます。制度の対象者は、介護認定で要支援を受けた方と、ここが重要ですが、65歳以上の全ての方が対象となります。説明が長くなると面白くないのでここらでやめますが、こういった自治体の特性に合わせたサービスが展開できる制度の充実が今後の高齢化社会を支える仕組みづくりには必要となります。

町としてどのように考えているか見解をお聞きします。

2点目、1点目と関係ありまくりなのですが、ほんの少しの手助けを必要としている方などを対象にしたお手伝い隊やお助け隊のようなものを創設する考えはありませんか。イメージとしては、町が始めた御用聞き事業を対応するサービスを増やしてグレードアップさせたようなものです。

3点目、私が議員になってからもこの議場で度々話題になった町民憲章の3番目に関してです。

お年寄りが豊かに暮らせる町にしましょう。今日も朝一番で全員で読み上げました。よく誤解されがちなのですが、お年寄りに特別すばらしい待遇を与えましょう、こういう意味ではないと認識しています。お年寄りが豊かに暮らせる町というのは、お年寄りが豊かに暮らせるための基盤が充実している町にしようということだと捉えています。

若い人たちの働く環境、子育てしている家庭の安心できる環境、地域で活躍する人たちの充実感、こういったものが欠けている町では、お年寄りが心身ともに豊かに暮らすということができません。これは、言わば養老町の町としての充実度のバロメーターです。養老を支える人たちへの支援の在り方について、行政の方針としてどのように考えているか、見解を求めます。

以上、3点について答弁ください。

○議長（大橋三男君） 近藤健康福祉課長、自席答弁。

○住民福祉部健康福祉課長（近藤真由美君） 1点目と2点目につきましては、個別の事業でありますので、私のほうから御回答申し上げます。

介護予防・日常生活支援総合支援事業は、介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業があり、地域の実情に応じて住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効率的かつ効果的な支援などを可能とすることを目的としています。

介護予防・生活支援サービス事業の対象者は、要支援1・2と認定された方だけではありません。基本チェックリストで生活機能の低下が見られた方も、介護サービス事業者による介護予防を目的とした訪問型サービスや通所型サービスを受けることができま

す。そのため再度、介護予防・生活支援サービス事業について周知してまいります。

また、一般介護予防事業は、65歳以上の方や介護に関わる方などが利用できます。この事業では、まるごと介護予防教室、足・脳いきいき教室、レッツ！脳健クラブなどを行い、高齢者の自立した生活や認知機能の維持・向上に努めています。さらに、いきいきサロンのような通いの場への積極的な参加は高齢者の社会参加を通じた介護予防の促進となると考えます。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、規模を縮小して実施した事業もありましたので、今後は新型コロナウイルス感染症感染防止に努め、より多くの方に参加していただけるよう工夫していきたいと存じます。

2点目のお助け隊についてでございますが、生活支援体制整備事業では、地域住民が主体となった生活支援・介護予防サービスの充実を目的に、生活支援コーディネーターの配置及び協議体の設置を行い、地域の互助を高め、住民主体のサービスが活性化されるよう地域全体で住民の生活を支える体制づくりを進めることとなっております。

本町では、令和3年度から生活支援体制整備事業を養老町社会福祉協議会に委託して、地域支え合い推進員とも言われる生活支援コーディネーターを配置しております。

また、地域住民、関係団体などで構成され、住みやすいまちづくりの実現に向けて、話合いの場である協議体を中学校区ごとに設置できるように町社会福祉協議会が中心となり、各支部長と協議を進めていただいています。協議体が設置され、地域のニーズや既存の地域資源の把握、情報の見える化など地域の課題を洗い出し、サポーターの確保など体制が整い次第、町社会福祉協議会を中心に、他市町の社会福祉協議会が行っているちょこっとお手伝い事業などに着手していただければと考えています。以上でございます。

○議長（大橋三男君） 町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 私からは3点目のお年寄りのみならず、若い世代が豊かに暮らせる町へという、町の考え方についてという点についてお答えをします。

養老町まちづくりビジョンでは、人と地域の接点や人と人の接点を大切に、多様な人とのつながりを育む人と地域をつなぐまちづくりを基本理念として、地域への誇りや愛着、地域の活力が生まれるようシビックプライドの醸成を図り、いつまでも住み続けられる持続可能なまちづくりを実現するため、人が集まり、楽しく生きがいのある町を将来像にしております。

また、町民憲章の3つ目、お年寄りが豊かに暮らせる町にしようには、お年寄りが安楽に暮らせるところは、全ての人の心がしっかりと溶け合った理想郷を示し、お年寄りを敬い、進んで人のため、社会のために尽くすこと、生活のルールを守り、交通安全を徹底させること、生涯にわたり学習を続け、生きがいのある人生を送ることができるとの願いを込めており、先ほど申し上げましたまちづくりビジョンの考え方にもつながるところでございます。

若い世代への支援の在り方に関する御質問もございましたが、特に子育て世代に対しましては幼保連携型認定こども園への移行やコミュニティ・スクール化、ICT教育の推進、18歳までの医療費無償化などを実施してまいりました。

コロナ禍により停滞している部分がございますが、地域活動の充実により、人とのつながり、地域とのつながりを持ち、将来にわたって生きがいのある暮らしを念頭に置いております。以上でございます。

[5番議員挙手]

○議長（大橋三男君） 5番 岩永義仁君。

○5番（岩永義仁君） 超高齢化社会というのは、養老だけでなく日本全体の社会課題です。高齢化問題と言われ久しいです。高齢化社会というのは何も問題ではありません。医療の発達、栄養の改善、社会環境の快適化の結果、人の寿命が延び、健康で長生きできる社会になったというだけのことです。本来歓迎すべきことで、とても喜ばしい事実です。

問題なのは高齢化ではなく、高齢者が増えたときに、社会生活を維持するための準備が整っていないことです。子供を社会全体で育てようという考え方があります。同様に、高齢者を社会全体で支えるという考えもあります。それならば、さらに同様に、その社会の中核を担う働く世代、生産世代を社会的に守り、経済的にも生活環境的にも成長させる必要があります。

私が目指すまちづくりとは、特別な誰かだけではなく、顔の見える人に直接的に手を差し伸べることができる社会を実現することです。例えるならば、町内にコロナで困窮している人たちがいて、そこに使うべき、使える予算があるのなら、遠回りな予算の使い方ではなく、直接、ダイレクトに援助を行うというシンプルな行為です。政治もまちづくりも分かりやすく、シンプルであればあるほど、行政と住民の意識のずれがなくなり、目標・目的に向かって共に進むことができるようになります。これが次の時代の協働の社会の姿です。

ここにおられる行政幹部の皆さんをはじめ、役場職員の方々には、この視点を忘れずに職務に励んでいただくよう申し述べ、私の最後となるであろう一般質問を終わらせていただきたいと思います。最後に、大橋町長、12年間お疲れさまでした。

それでは御清聴ありがとうございました。

○議長（大橋三男君） 以上で、5番 岩永義仁君の一般質問を終わります。

以上で日程第3、町政一般に関する質問を終わります。

○議長（大橋三男君） 会議を閉じます。

なお、議会最終日は、明日9月16日金曜日午前9時30分より再開をいたします。

本日はこれもちまして散会いたします。御苦勞さまでした。

(散会時間 午後 2 時16分)

以上、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和4年9月15日

議 長 大 橋 三 男

議 員 岩 永 義 仁

議 員 長 澤 龍 夫